

ディスコロージャー2025

令和6年度 経営情報
(令和7年3月末現在)



君津信用組合

も く じ

ごあいさつ・・・・・・・・・・	1	貸出金種類別平均残高・・・・・・・・	*21
事業方針・・・・・・・・・・	2	貸出金使途別残高・・・・・・・・	*21
令和6年度事業概要・・・・・・・・	* 2	消費者ローン・住宅ローンの残高	・21
事業の組織・・・・・・・・・・	* 3	貸出金償却額・・・・・・・・	*21
役員一覧・・・・・・・・・・	* 3	貸出金金利区分別残高・・・・・・・・	*21
会計監査人・・・・・・・・・・	* 3	定期預金種類別残高・・・・・・・・	*21
組合員の推移・・・・・・・・・・	4	担保種類別貸出金残高・債務保証見返額	*22
当組合のあゆみ・・・・・・・・	4	有価証券種類別残存期間別残高	*22
トピックス・・・・・・・・・・	5	有価証券種類別平均残高・・・・・・・・	*23
店舗一覧・・・・・・・・・・	* 5	公共債窓口販売実績・・・・・・・・	23
決算関係書類		貸倒引当金の内訳・・・・・・・・	*23
貸借対照表・・・・・・・・・・	* 6	協金法開示債権（リスク管理債権）及び	
損益計算書・・・・・・・・・・	* 7	金融再生法開示債権の保全・引当状況	*24
剰余金処分計算書・・・・・・・・	* 7	代理貸付残高の内訳・・・・・・・・	25
貸借対照表注記・・・・・・・・	* 8	経営管理体制（リスク管理体制・法令遵守体制）	*26
損益計算書注記・・・・・・・・	*14	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	*27
会計監査人の監査・・・・・・・・	*14	「経営者保証に関するガイドライン」への対応	・29
代表理事による適正性、有効性の確認	・14	苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	・*30
粗利益・業務純益・・・・・・・・	*15	自己資本の充実の状況・・・・・・・・	*32
受取利息及び支払利息の増減	・*15	犯罪収益移転防止法・・・・・・・・	46
役務取引の状況・・・・・・・・	16	反社会的勢力基本方針、利益相反管理方針	・47
その他業務収益の内訳・・・・・・・・	16	保険募集指針・・・・・・・・	48
経費の内訳・・・・・・・・・・	16	キャッシュカード偽造・盗難等の補償	・49
主な経営指標等の推移・・・・・・・・	*17	内国為替取扱実績・・・・・・・・	50
自己資本比率（単体）・・・・・・・・	*17	子会社の状況・・・・・・・・	50
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	*18	主要な事業の内容・・・・・・・・	*50
総資産利益率・・・・・・・・・・	*18	手数料一覧・・・・・・・・	51
総資金利鞘等・・・・・・・・・・	*18	業務のご案内・・・・・・・・	52
1店舗当りの預金、貸出金残高	・18	地域密着型金融の取組の状況	・54
子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの	・18	第63期通常総代会のご報告	・56
有価証券の取得価格、時価および評価損益	*19	総代会の仕組と役割・・・・・・・・	57
職員1人当りの預金、貸出金残高	・19	総代のご紹介・・・・・・・・	59
預貸率及び預証率・・・・・・・・	*19	役員等の報酬体系・・・・・・・・	60
預金種目別平均残高・・・・・・・・	*19	地域貢献プログラム・・・・・・・・	61
財形貯蓄残高・・・・・・・・	19	振り込め詐欺防止への取り組み	・62
預金者別預金残高・・・・・・・・	20	ボランティア活動・・・・・・・・	63
貸出金業種別残高・・・・・・・・	*20	電子地域通貨「アクアコイン」の取り組み	・64

信用組合の代理業者＊、商品有価証券の種類別平均残高＊、外貨建資産残高、オフバランス取引の状況、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、外国為替取扱実績、公共債引受額については取扱または残高はございません。

各開示項目は、上記のページに記載しております。

なお、「＊」印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ

組合員の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度の我が国経済は、資源価格や円安による輸入物価の上昇を起点として始まった物価高騰を受け一時停滞感を強めたものの、賃上げの継続や価格転嫁の進展などにより回復基調を維持しました。インフレ傾向が強まり長期金利に上昇圧力がかかったことで、日本銀行は政策金利を2回引き上げ、令和7年1月には0.50%とし17年ぶりの水準となりました。この間、日経平均株価は7月に初の4万2千円台まで上昇、公示地価も全用途の全国平均で前年比+2.3%と平成3年以来の伸びを記録するなど資産価格も脱デフレを示す上昇となり、幅広い分野でインフレ経済へ回帰する動きがみられました。このインフレは、自国第一を掲げた米国トランプ政権による強権的政策により世界経済の分断が進むことで加速することが予想されますが、国内金利に関しては上昇基調にあるものの政策金利の動向が見通しづらい状況となっています。世界各国が混迷を深め国際秩序も揺らいできており、不確実性の高まりが懸念されます。

当地域においても、多くの物・サービス価格の断続的な上昇に米の供給不足が重なるなど、家計の負担が増し、節約志向が強まるなか、地元事業者においては、材料価格高騰・人手不足・後継者不在等による休業業が増加するなど一層、事業者ごとの二極化が広がっています。これらを受け、当組合の営業拠点がある地方自治体も各種施策を実施しておりますが、理想とするまちづくりを目指した特徴的なものとして、「きさらづ地域循環共生圏」始動、「きみつ地域づくり協議会制度」開始、「湾口道路建設促進期成同盟会」設立、「(デマンド型乗合送迎サービス) チョイソコがうら」全域運行、「いちはら子ども未来館」刷新、高校生も参加する「第5次館山市総合計画審議会」発足など、時代のニーズに合わせた取り組みがみられます。むろん、当組合においても、依頼により参画するなど全面的に協力させていただいております。加えて、3月下旬に「千葉ロッテマリーンズファーム本拠地(仮称)」の移転先が31自治体の中から君津市に決定しました。南千葉エリア地方創生の起爆剤として期待されます。

このような中、当組合では、本年度も本業と位置づける事業資金融資と移住・定住を促進する住宅ローンを重点施策として貸出金に注力する一方、預金は、金利のある世界を実感いただける「組合員限定定期預金」を発売いたしました。結果、期末において預金残高1,487億円、貸出金残高954億円と、預金の純増11億円、貸出金の純増25億円、預貸率64.18%をみることができました。収益面では、適正な償却・引当を行った結果、コア業務純益*は585百万円、当期純利益516百万円を計上しております。なお、不良債権比率は1.84%となりました。

組合員の皆様には、出資配当率を前年度と同様の2.0%とさせていただき、自己資本の充実を図りたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。なお、昭和59年9月より地域の皆様にご愛顧いただいております「ぎおん支店」は、建設より40年が経過し老朽化がみられることから、令和7年1月より「東太田支店」内に移転させていただきました。ATMは存続するとともに、営業担当者は引き続きご訪問させていただきますのでご安心ください。

当組合は、地域で最も身近な金融機関として相互扶助の精神で皆様に寄り添い、家計や経営のお手伝いに努め、皆様との交流機会でもあるボランティア活動を大切にするとともに、超小型電気自動車の全店導入など環境保全と持続可能な地域社会への取り組みを進めて参ります。

今後も役職員一同精一杯の努力をして参りますので、変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 平野文彦

*コア業務純益 ～ 一般企業の「営業利益」に相当、一時的な変動要因を除いた本来業務での収益力を表す指標

事業方針

基本方針・・・「金融を通じて地域社会に奉仕する」基本理念とします。

お客様と地域の繁栄を第一とし、小口多数主義を基本として地域のより多くの皆様にお取引いただくことにより地域密着化を推進してまいります。

経営方針・・・法令等を遵守することで健全かつ堅実な運営を行います。

- コンプライアンスの遵守に努め、組合員や地域の皆様からの信頼を第一として経営します。
- 人材の育成に努めることで職員の資質向上とモラルの強化を図り、充実した金融機能の提供を目指します。
- 地域に密着したきめ細やかな対応により、皆様より愛される、便利で役に立つ「きみしん」を目指します。

〈当組合の令和7年度の取組み〉

- 訪問数増加による差別化を促進し、地域に協同組織金融機関の理解を広げます。
- 事業者ごとに「ローカルベンチマーク（目利き）シート」を作成・更新するとともに外部支援機関と情報を共有することで、伴走型の経営改善・事業再生・事業承継等の本業支援に注力します。
- 職員の職業能力向上のため、実践的な研修を取り入れるとともに資格検定取得の徹底や主体的な学びに対する支援を行います。
- 地域経済と地域コミュニティの活性化を目指す電子地域通貨「アクアコイン」の普及促進並びに利活用を図ることとで共創社会を目指します。
- 当組合は、サービスの不正利用の防止（特殊詐欺、情報セキュリティ対策、反社会的勢力遮断、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策、継続的顧客管理等）に努めるとともに、真に顧客ニーズに適した商品・サービスを提供することで、顧客資産の保全、顧客保護、顧客利便性の充実に努めます。
- 組織体制のレベルアップ(内部牽制体制・監査機能・コンプライアンス体制の整備などによる経営管理態勢の強化)に努めます。また、マネジメント・サイクル（PDCA）を繰り返すことによって、業務の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するとともに、自らの活動を見直し「Give Give Give and Take」を徹底します。
- 主体的にボランティア活動を行うことによる地域の皆様との業務を超えた幅広い交流を通して、地域における不足・不満・要望等を肌で感じ、これらの補完に努めることで地域の活性化を目指します。

令和6年度 事業概要

○ 預金・積金

小口多数主義を徹底し、市場金利の上昇を反映した新商品「組合員限定定期預金」を中心に推進いたしました。結果、同定期預金は預け替えを含めて79億85百万円のご契約をいただき、預金の維持・増加が厳しい中、期末総預金残高は1,487億15百万円（前期比+11億38百万円）となりました。今後も小口の取引先開拓を推進してまいります。

○ 貸出金

中小・零細企業の事業者への資金繰り及び経営改善・事業再生・事業承継支援に注力するとともに個人金融の円滑化を目指し、プロパー融資並びに千葉県信用保証協会付融資等の事業性融資を中心に推進しました。今期は、事業性融資116億46百万円（プロパー84億46百万円・千葉県信用保証協会付融資32億00百万円）の融資実行ができました。結果、償却後の期末総貸出金残高は954億54百万円（前期比+25億86百万円）となりました。今後も、更に地域に密着した金融機関となるよう努めてまいります。

○ 損益

金利のある世界の到来に加えて、社会・経済情勢の変化が著しい中、役職員一丸となり貸出金残高の増加と経営の合理化、効率化による収益基盤の確立に努めました。職員数も最小限にとどめ、厳正な資産の自己査定による適正な償却・引当を行ったところ、当期純利益は516百万円となりました。なお、業務純益は543百万円（コア業務純益585百万円）です。

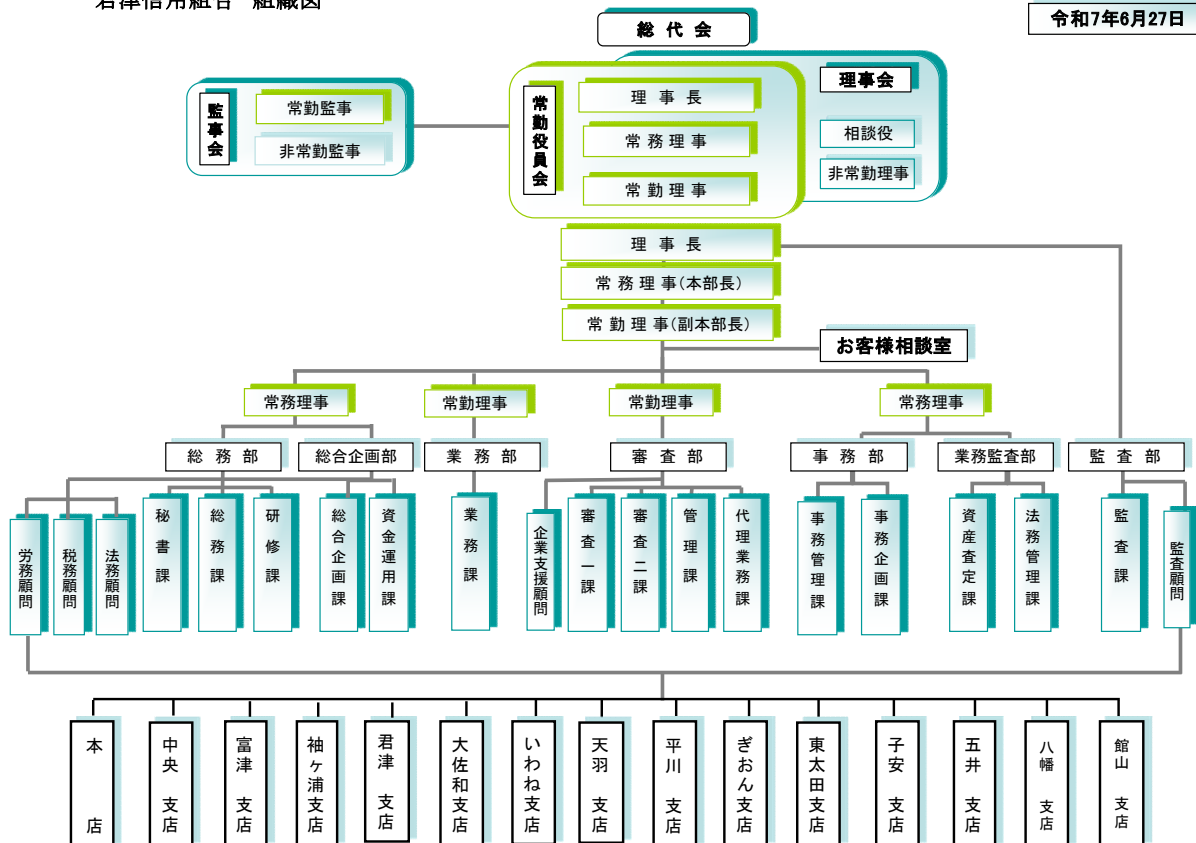
○ 組合員・出資金

活力ある組合を維持するため、組合員の増加に努めたところ、組合員数は29,506人（前期比+316人）、員外預金比率は17.36%（前期比△0.95%）となりました。また、自己資本比率は、パーゼルⅢを踏まえた新国内基準の適用において8.83%となりました。4.00%（国内基準）を大きく上回っており、資産内容の健全性は十分に維持しております。

事業の組織

君津信用組合 組織図

令和7年6月27日



役員一覧（理事および監事）

令和7年6月27日現在

理事長	平野文彦	理事	青木孝行（非常勤）
常務理事	平柳利一	理事	岡田 實（非常勤）
常勤理事	白石一弘	理事	今井定勝（非常勤）
常勤理事	三好英夫	理事	小宮一則（非常勤）
理事相談役	宮澤義夫（非常勤）	常勤監事	玉造寿則
理事	渡邊元貴（非常勤）	監事	石渡正明（非常勤）
理事	榎本光男（非常勤）	員外監事	宮沢輝男（非常勤）

※ 当組合は、職員出身者以外の理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

千葉第一監査法人（令和7年6月27日現在）

組 合 員 の 推 移

区 分	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
個 人	25,737 人	25,692 人	26,130 人	26,368 人
法 人	2,937 人	2,990 人	3,060 人	3,138 人
合 計	28,674 人	28,682 人	29,190 人	29,506 人

当 組 合 の あ ゆ み

昭和 37 年 3 月	設立総会
昭和 37 年 5 月	創立（営業開始）
平成 2 年 4 月	安房信用組合を吸収合併
平成 4 年 6 月	いわね支店新築オープン
平成 4 年 12 月	本店新築オープン
平成 6 年 5 月	大佐和支店新築オープン
平成 10 年 11 月	平川支店新築オープン
平成 16 年 3 月	証券業務認可（国債窓販業務）
平成 16 年 6 月	個人向け国債の窓口販売開始
平成 17 年 7 月	五井ローンセンター開設
平成 18 年 8 月	かずさジュニアオーケストラ協賛企業参加
平成 18 年 12 月	東太田支店 新設オープン
平成 20 年 1 月	子安支店 新設オープン
平成 21 年 2 月	独立行政法人福祉医療機構と協調融資の覚書締結
平成 21 年 4 月	千葉県農業信用基金協会と業務委託契約締結
平成 22 年 1 月	ペイジー「収納サービス」「国庫金収納サービス」等取扱開始
平成 22 年 12 月	きみつ少年少女合唱団協賛企業参加
平成 23 年 7 月	創立 50 周年なの花会旅行（明治座観劇等）開催
平成 23 年 10 月	創立 50 周年感謝の集い「加藤登紀子チャリティコンサート」開催
平成 23 年 11 月	五井支店 新設オープン
平成 24 年 5 月	創立 50 周年記念式典 開催
平成 25 年 11 月	「藤原紀香チャリティー講演会・写真展」開催
平成 26 年 2 月	歳入金等の窓口取扱い開始（日本銀行歳入復代理店）
平成 26 年 11 月	なの花会設立 30 周年記念事業「税務・医療講演会と歌謡ショー」
平成 28 年 4 月	第一勧業信用組合と「連携協力に関する協定書」調印
平成 28 年 10 月	八幡支店 新設オープン
平成 29 年 1 月	信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合（農家向けファンド）設立
平成 29 年 3 月	創立 55 周年記念チャリティ文化事業 2017「由紀さおり講演会」
平成 29 年 3 月	鋸南支店を館山支店に統合
平成 29 年 10 月	千葉労働局との「包括連携協定」締結、「くるみん」認定
平成 29 年 11 月	あいおいニッセイ同和損害保険(株)との地方創生に関する連携協定 締結
平成 30 年 2 月	電子地域通貨「アクアコイン」三者連携協定 締結
平成 30 年 5 月	千葉県行政書士会との「包括的連携に関する協定」締結
平成 30 年 10 月	電子地域通貨「アクアコイン」運用開始
平成 31 年 3 月	「第 1 回アクアコインまつり」開催
令和 元年 12 月	中央支店を本店内へ移転
令和 2 年 12 月	日本公庫との「災害及び感染症対応に係る連携・協力に関する覚書」調印
令和 4 年 3 月	「アクアコイン」が「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に認定され、地方創生担当大臣より表彰
令和 5 年 3 月	創立 60 周年記念 明治座観劇会開催
令和 6 年 12 月	ぎおん支店を東太田支店内へ移転
令和 7 年 2 月	SDGs への取組み・超小型電気自動車「コムス」を全店に導入

トピックス

令和6年 9月 1日 かずさジュニアオーケストラ定期演奏会 後援
 令和6年 9月 2日 「市原市青少年相談員連絡協議会」ピーターパンカード寄付
 令和6年 9月 3日 「しんくみの日週間」献血運動実施
 令和6年 12月 15日 きみつ少年少女合唱団定期演奏会 後援
 令和7年 6月 27日 第63期通常総代会 開催

店 舗 一 覧

令和7年6月27日現在

本 部	木 更 津 市 潮 見 3-3	天羽支店	富 津 市 湊 3 7 4
	☎ 0438 (20) 1122 (代)		☎ 0439 (67) 0522 (代)
本 店	木 更 津 市 潮 見 3-3	平川支店	袖ヶ浦市横田 3 2 - 3
	☎ 0438 (20) 1111 (代)		☎ 0438 (75) 3025 (代)
中央支店	(本 店 内)	東太田支店	木更津市東太田 4-4-7
	☎ 0438 (23) 5151 (代)		☎ 0438 (97) 1111 (代)
富津支店	富 津 市 大 堀 511-1	ぎおん支店	(東太田支店内)
	☎ 0439 (87) 0854 (代)		☎ 0438 (98) 2111 (代)
袖ヶ浦支店	袖ヶ浦市蔵波 1939-2	子安支店	君津市南子安 7-4-12
	☎ 0438 (62) 2624 (代)		☎ 0439 (52) 1511 (代)
君津支店	君津市南久保 1-1-5	五井支店	市原市更級 1-8-1
	☎ 0439 (55) 5711 (代)		☎ 0436 (24) 3100 (代)
大佐和支店	富津市千種新田 447-8	八幡支店	市原市八幡 4 6 5
	☎ 0439 (65) 1051 (代)		☎ 0436 (98) 5151 (代)
いわね支店	木更津市岩根 3-10-15	館山支店	館山市北条 1 8 1 5
	☎ 0438 (41) 0344 (代)		☎ 0470 (22) 0708 (代)

館山支店 鋸南出張所 (ATM)	安房郡鋸南町勝山 351-17
---------------------	-----------------

貸借対照表

単位：千円

科 目	令和6年3月31日	令和7年3月31日	科 目	令和6年3月31日	令和7年3月31日
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	4,566,642	4,357,716	預 金 積 金	147,577,166	148,715,669
預 け 金	53,994,393	48,942,220	当 座 預 金	1,540,324	1,587,971
買 入 金 銭 債 権	662	235	普 通 預 金	59,393,581	61,174,433
有 価 証 券	12,562,707	11,957,642	貯 蓄 預 金	30,316	28,669
国 債	435,650	395,900	通 知 預 金	346,863	413,241
地 方 債	3,175,352	2,954,820	定 期 預 金	83,771,575	82,595,808
社 債	4,727,160	4,718,200	定 期 積 金	2,357,990	2,395,316
株 式	10,801	10,801	そ の 他 の 預 金	136,513	520,228
そ の 他 の 証 券	4,213,744	3,877,920	借 用 金	13,300,000	9,500,000
貸 出 金	92,867,316	95,454,240	当 座 借 越	13,300,000	9,500,000
割 引 手 形		10,516	そ の 他 負 債	221,885	220,552
手 形 貸 付	1,458,417	1,260,660	未 決 済 為 替 借	61,099	30,457
証 書 貸 付	89,527,115	92,264,174	未 払 費 用	50,673	82,550
当 座 貸 越	1,879,880	1,918,889	給 付 補 填 備 金	235	267
そ の 他 資 産	854,077	800,759	未 払 法 人 税 等	1,441	1,411
未 決 済 為 替 貸	32,818	15,884	前 受 収 益	14,536	13,140
全 信 組 連 出 資 金	313,000	313,000	払 戻 未 済 金	138	10
前 払 費 用	-	-	職 員 預 り 金	51,950	51,254
未 収 収 益	163,884	217,371	そ の 他 の 負 債	41,810	41,460
そ の 他 の 資 産	344,374	254,502	賞 与 引 当 金	67,373	78,966
有 形 固 定 資 産	2,300,343	2,245,811	役 員 賞 与 引 当 金	-	13,636
建 物	1,073,408	1,023,985	退 職 給 付 引 当 金	-	-
土 地	1,097,630	1,097,630	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	72,303	86,317
建 設 仮 勘 定	-	-	債 務 保 証 損 失 引 当 金	0	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	129,304	124,196	偶 発 損 失 引 当 金	6,868	12,895
無 形 固 定 資 産	11,073	8,402	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5,800	4,400
ソ フ ト ウ ェ ア	6,907	4,236	特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,166	4,166	債 務 保 証	218	108
繰 延 税 金 資 産	305,000	295,000	負 債 の 部 合 計	161,251,615	158,632,545
債 務 保 証 見 返	218	108	(純 資 産 の 部)		
貸 倒 引 当 金	△ 1,270,651	△ 464,251	出 資 金	963,769	962,701
(うち個別貸倒引当金)	△ 944,045	△ 93,394	普 通 出 資 金	963,769	962,701
			利 益 剰 余 金	4,819,208	5,316,477
			利 益 準 備 金	963,914	963,914
			そ の 他 利 益 剰 余 金		4,352,563
			特 別 積 立 金	4,610,000	3,810,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 754,705	542,563
			組 合 員 勘 定 合 計	5,782,977	6,279,178
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 842,807	△ 1,313,836
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 額	△ 842,807	△ 1,313,836
			純 資 産 の 部 合 計	4,940,169	4,965,341
資 産 の 部 合 計	166,191,784	163,597,886	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	166,191,784	163,597,886

損益計算書

単位：千円

科 目		令和5年度 (62期)	令和6年度 (63期)
経常収益		2,225,747	2,452,958
資本金運用		2,015,516	2,190,685
貸預有価証券の受取		1,780,041	1,907,520
役受そ外国		91,967	146,439
そ		115,637	120,230
債の倒却式		27,870	16,494
株の		176,790	170,491
そ		51,779	52,881
債の		125,011	117,609
倒却式		9,115	43,304
の		2,011	-
他		-	-
引		7,103	43,304
他		24,325	48,477
引		-	29,934
債		15,380	14,334
の		-	-
他		8,944	4,208
常		2,991,003	1,927,574
費		22,691	44,372
達		21,510	43,724
金		189	187
繰		748	195
入		243	265
利		254,263	260,050
繰		29,851	30,195
利		224,412	238,854
費		59,634	42,521
数		-	338
費		194	272
買		27,050	41,910
却		32,390	-
還		-	-
償		1,475,794	1,533,111
費		893,064	939,684
入		514,222	530,880
繰		68,507	62,547
入		1,178,618	38,518
繰		1,120,146	-
償		50,322	9,812
却		-	-
却		-	-
却		-	-
却		-	-
却		8,149	28,706
却		765,255	525,384
却		-	8,450
却		-	-
却		-	-
却		248,032	331
却		1,032	331
却		247,000	-
却		-	-
却		-	-
却		△ 1,013,288	533,504
却		6,946	6,960
却		-	-
却		△ 245,000	10,000
却		△ 775,235	516,544
却		20,529	26,019
却		△ 754,705	542,563
却			

剩 余 金 処 分 計 算 書

単位：千円

科 目	令和5年度(62期)	令和6年度(63期)
当期末処分剰余金	△ 754,705	542,563
積立金取崩額	800,000	0
これを下記のように処分致します。		
利益準備金	-	-
特別積立金	-	500,000
出資配当金	19,275	19,248
繰越金(当期末残高)	26,019	23,314
合 計	45,294	542,563

貸借対照表 注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～39年
その他	3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上したものと、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を合わせて計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次査定を行い、業務監査部が二次査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 3,550百万円であります。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	<u>211,033百万円</u>
差引額	38,382百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）0.903%

- 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 9,895百万円及び財政上の剰余金 48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職

慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として、「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当該事業年度の費用に計上しております。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 195百万円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 3,713百万円

18. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,221百万円

危険債権額 492百万円

三月以上延滞債権額 33百万円

貸出条件緩和債権額 13百万円

合計額 1,761百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は 10百万円であります。

21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 19,000百万円

担保資産に対応する債務 借入金 9,500百万円

上記のほか、公金取扱いのために現金 2,240千円、預け金 200千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 50,000千円を担保提供しております。

22. 出資1口当たりの純資産額は 5,157円71銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣参加によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する要綱及び運営要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤役員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務監査部を通じ、常勤役員及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、1,790百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他

のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目については、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊1）	48,942	48,866	△75
(2) 有価証券 その他有価証券	11,957	11,957	-
(3) 貸出金（＊1） 貸倒引当金（＊2）	95,454 △464		
	94,989	96,345	1,355
金融資産計	155,889	157,170	1,280
(1) 預金積金（＊1）	148,715	140,211	△8,504
(2) 借入金（＊1）	9,500	9,500	-
金融負債計	158,215	149,711	△8,504

（＊1） 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価格）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(0ISレート等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金の固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	10
全信組連出資金（※1）	313
組合出資金（※2）	378
合 計	702

(※1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株 式	- 百万円	- 百万円	- 百万円
債 券	181	167	13
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	181	167	13
そ の 他	201	200	1
小 計	383	367	15

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株 式	- 百万円	- 百万円	- 百万円
債 券	7,887	8,992	△1,104
国 債	395	499	△103
地 方 債	2,954	3,593	△639
社 債	4,536	4,898	△362
そ の 他	3,297	3,523	△224
小 計	11,184	12,514	△1,329
合 計	11,568	12,881	△1,313

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
158百万円	- 百万円	42百万円

28. 保有目的を変更した有価証券はありません。

29. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	696百万円	1,480百万円	890百万円	5,001百万円
国債	-	-	-	395
地方債	-	309	257	2,388
社債	696	1,171	632	2,217
その他	199	2,351	362	428
合計	896	3,831	1,252	5,429

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,654百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が14,654百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由がある時は、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	282百万円
税務上の繰越欠損金（注1）	226百万円
その他	578百万円
繰延税金資産小計	1,086百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△791百万円
評価性引当額小計	△791百万円
繰延税金資産合計	295百万円
繰延税金負債合計	-百万円
繰延税金資産の純額	295百万円

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期間別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	-	-	-	-	226	226百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	226	226百万円

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（b）税務上の繰越欠損金226百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産226百万円を計上しております。この繰延税金資産226百万円は令和6年3月期に有税貸倒引当金の無税化により生じた繰越欠損金の残高226百万円（法定実効税率を乗じた額）に対して全額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識していません。

32. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 464百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産 2,245百万円 無形固定資産 8百万円

固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 295百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

損益計算書 注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資一口当たりの当期純利益 536円55銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、170,491千円であります。

会計監査人の監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「千葉第一監査法人」の監査を受けております。

代表理事による財務諸表の適正性及び内部監査の有効性の確認

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第63期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の実効性を確認いたしました。

令和7年6月27日

君津信用組合
理事長 平野文彦

粗利益・業務純益

単位：百万円

科 目	令和 5 年度 (62 期)	令和 6 年度 (63 期)
資金運用収益	2,015	2,190
資金調達費用	22	44
資金運用 収支	1,992	2,146
役務取引等収益	176	170
役務取引等費用	254	269
役務取引等 収支	△ 77	△99
その他業務収益	9	43
その他業務費用	59	42
その他の業務 収支	△ 50	1
業 務 粗利益	1,864	2,048
業務粗利益率	1.13%	1.26%
業 務 純 益	120	543
実 質 業務純益	402	543
コ ア 業務純益	461	585
コ ア 業務純益 (投資信託解約損益を除く)	461	585

(注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用(令和 5 年度・令和 6 年度費用はともにありません。)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

3. 業 務 純 益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

受取利息及び支払利息の増減

単位：百万円

科 目	令和 5 年度 (62 期)	令和 6 年度 (63 期)
受取利息の増減	66	175
支払利息の増減	2	21

役務取引の状況

単位：百万円

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
役務取引等収益	176	170
受入為替手数料	51	52
その他の受入手数料	122	115
その他の役務取引等収益	2	1
役務取引等費用	254	269
支払為替手数料	29	30
その他の支払手数料	13	11
その他の役務取引等費用	211	227

その他業務収益の内訳

単位：百万円

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
外国為替売買益	2	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	7	43
その他業務収益合計	9	43

経費の内訳

単位：百万円

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
人 件 費	893	939
報酬給料手当	724	739
退職給付費用	51	49
そ の 他	116	149
物 件 費	514	530
事 務 費	250	267
固定資産費	65	70
事 業 費	36	39
人事厚生費	8	7
預金保険料	21	22
そ の 他	131	123
税 金	68	62
経 費 合 計	1,475	1,533

主な経営指標等の推移

単位：百万円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	2,179	2,080	2,138	2,225	2,452
経 常 利 益	215	250	299	△ 765	525
当 期 純 利 益	114	198	251	△ 775	516
預 金 積 金 残 高	142,642	148,225	149,862	147,577	148,715
貸 出 金 残 高	87,145	88,212	90,215	92,867	95,454
有 価 証 券 残 高	12,261	12,401	12,640	12,562	11,957
総 資 産 額	160,903	169,054	170,438	166,191	163,597
純 資 産 額	6,058	6,068	5,783	4,940	4,965
自己資本比率（単体）	8.98%	8.97%	9.07%	7.94%	8.83%
出 資 総 額	963	963	963	963	962
出 資 総 口 数	963,406 口	963,496 口	963,914 口	963,769 口	962,701 口
出 資 配 当 金	19	19	19	19	19
職 員 数	149 人	150 人	150 人	141 人	137 人

* 残高計数は期末日現在のものです。出資 1 口の金額は 1,000 円となっています。

すぐ必要になるお金に備える

しんくみ 相続信託

元本保証

相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人が**ご資金を一括で受け取る**ことができます。

特長 1

管理報酬は無料です。
大切なご資金を守りながら運用できます。

特長 2

安心の元本保証です。
元本が保証されている商品なので安心です。

特長 3

中途解約ができます。
中途解約ができる商品なので安心です。
(ただし全部解約のみとなります。)

遺言書を作成することなく、ご資金の受取人を決定できます。
お申し込みは100万円から。手軽に始められます。
相続の際は、全額を一括で受け取ることができます。

* 管理報酬とは 信託商品は、その管理に必要なコストを管理報酬（信託報酬）として申込人（ご本人さま）にご負担いただく場合がありますが、「しんくみ相続信託」は無料としています。

●「しんくみ相続信託」の仕組み

ご生前

自分に万一のことがあったあと、妻にはすぐに使える資金を用意してあげたい。

1. 信託契約の締結

2. 金銭の信託

3. 信託財産の管理・運用

年1回、配当金をお支払いいたします。

申込人（ご本人さま）

ご逝去後

申込人（ご本人さま）がお亡くなりになった後

入院費用に葬儀費用、いろいろと入り用だったけど、すぐにお金を引き出せて助かったわ。

4. 一括受取*

受取人（配偶者さま等）

* 原則として信用組合の普通預金口座を開錠していただきます。

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

単位：千円

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和 6 年度	162,072,716	2,190,685	1.35%
	令和 5 年度	163,789,759	2,015,516	1.23%
うち貸出金	令和 6 年度	94,106,464	1,907,520	2.02%
	令和 5 年度	90,602,523	1,780,041	1.96%
うち預け金	令和 6 年度	54,302,882	146,439	0.26%
	令和 5 年度	59,367,204	91,967	0.15%
うち有価証券	令和 6 年度	13,350,042	120,230	0.90%
	令和 5 年度	13,506,164	115,637	0.85%
資金調達勘定	令和 6 年度	162,357,544	44,372	0.02%
	令和 5 年度	164,034,497	22,691	0.01%
うち預金積金	令和 6 年度	151,349,894	43,911	0.02%
	令和 5 年度	153,702,633	21,700	0.01%
うち譲渡性預金	令和 6 年度	-	-	-
	令和 5 年度	-	-	-
うち借入金	令和 6 年度	10,954,246	195	0.00%
	令和 5 年度	10,282,786	748	0.00%

* 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（令和 4 年度 54,892 千円、5 年度 29,220 千円）を控除して表示しております。

総資産利益率

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末
総資産経常利益率	△ 0.44%	0.31%
総資産当期純利益率	△ 0.45%	0.30%

$$\text{総資産経常（当期純）利益率} = \frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末
資金運用利回り（a）	1.23%	1.35%
資金調達原価率（b）	0.90%	0.95%
総資金利鞘（a-b）	0.33%	0.40%

1 店舗当りの預金及び貸出金残高

単位：百万円

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末
1 店舗当りの預金残高	9,838	9,914
1 店舗当りの貸出金残高	6,191	6,363

子会社・子法人等株式及び関連法人等で時価のあるもの

該当なし

有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

単位：百万円

区 分		取得価格	時 価	評価損益
有価証券	令和 6 年度末	13,271	11,957	-
	令和 5 年度末	13,405	12,562	-

*金銭信託、デリバティブ等商品の保有はありません。

1.「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会：平成 11 年 1 月 22 日）に定める時価に基づいて表示しております。尚、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております。

2.評価損益額は、満期保有目的の債券の期末評価損益を表示しております。

職員 1 人当りの預金及び貸出金残高

単位：千円

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末
職員 1 人当りの預金残高	1,032,008	1,085,515
職員 1 人当りの貸出金残高	649,421	696,746

預貸率及び預証率

区 分		令和 5 年度末	令和 6 年度末
預 貸 率	期中平均	58.94%	62.17%
	期 末	62.92%	64.18%
預 証 率	期中平均	8.78%	8.82 %
	期 末	8.51%	8.04%

預金種目別平均残高

単位：百万円

種 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	65,160	42.39%	65,215	43.09%
定 期 性 預 金	88,258	57.42%	85,844	56.72%
譲 渡 性 預 金	-	-	-	-
そ の 他 の 預 金	283	0.19%	290	0.19%
合 計	153,702	100.00%	151,349	100.00%

財形貯蓄残高

単位：百万円

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
財形貯蓄残高	87	77

預金者別預金残高

単位：百万円

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	119,508	81.00%	120,759	81.20%
法 人	28,068	19.00%	27,956	18.80%
一般法人	24,157	16.40%	25,088	16.80%
金融機関	47	0.00%	106	0.10%
公 金	3,863	2.60%	2,760	1.90%
合 計	147,577	100.00%	148,715	100.00%

貸出金業種別残高

単位：百万円

業 種 別	令和 5 年度末		令和 6 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,034	2.2%	1,825	1.9%
農 業、林 業	271	0.3%	270	0.3%
漁 業	41	0.0%	45	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	336	0.4%	278	0.3%
建 設 業	7,285	7.8%	6,759	7.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	240	0.3%	513	0.5%
情 報 通 信 業	108	0.1%	93	0.1%
運 輸 業、郵 便 業	2,049	2.2%	1,907	2.0%
卸 売 業、小 売 業	5,094	5.5%	4,710	4.9%
金 融 業、保 険 業	153	0.2%	176	0.2%
不 動 産 業	13,691	14.7%	14,493	15.2%
物 品 賃 貸 業	721	0.8%	912	1.0%
学術研究、専門・技術サービス業	4,508	4.9%	3,544	3.7%
宿 泊 業	1,833	2.0%	1,523	1.6%
飲 食 業	1,655	1.8%	1,611	1.7%
生活関連サービス業、娯楽業	5,358	5.8%	4,752	5.0%
教 育、学 習 支 援 業	1,856	2.0%	2,200	2.3%
医 療、福 祉	1,963	2.1%	1,948	2.0%
そ の 他 サ ー ビ ス	677	0.7%	655	0.7%
そ の 他 の 産 業	3,624	3.9%	3,727	3.9%
小 計	53,507	57.6%	51,950	54.4%
地 方 公 共 団 体	9,179	9.9%	11,547	12.1%
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人（住宅・消費・納税資金等）	30,179	32.5%	31,955	33.5%
合 計	92,867	100.0%	95,454	100.0%

*業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金種類別平均残高

単位：百万円

科 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	2	0.00%	2	0.00%
手 形 貸 付	1,553	1.71%	1,315	1.40%
証 書 貸 付	87,391	96.46%	91,037	96.74%
当 座 貸 越	1,655	1.83%	1,750	1.86%
合 計	90,602	100.00%	94,106	100.00%

貸出金使途別残高

単位：百万円

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	37,088	39.94%	36,619	38.36%
設 備 資 金	55,779	60.06%	58,835	61.64%
合 計	92,867	100.00%	95,454	100.00%

消費者ローン・住宅ローンの残高

単位：百万円

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	3,940	23.55%	4,250	22.62%
住 宅 ロ ー ン	12,790	76.45%	14,538	77.38%
合 計	16,730	100.00%	18,788	100.00%

貸出金償却額

単位：百万円

項 目	令和 5 年度末	令和 6 年度末
貸 出 金 償 却 額	50	9

貸出金金利区分別残高

単位：百万円

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末
固 定 金 利 貸 出	38,618	39,248
変 動 金 利 貸 出	54,249	56,205
合 計	92,867	95,454

定期預金種類別残高

単位：百万円

区 分	令和 5 年度末	令和 6 年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	82,735	81,673
変 動 金 利 定 期 預 金	5	5
そ の 他 の 定 期 預 金	1,030	916
合 計	83,771	82,595

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

単位：百万円

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和 6 年度	664	0.7%	-
	令和 5 年度	503	0.5%	-
有 価 証 券	令和 6 年度	-	-	-
	令和 5 年度	-	-	-
動 産	令和 6 年度	62	0.1%	-
	令和 5 年度	70	0.1%	-
不 動 産	令和 6 年度	43,109	45.0%	0
	令和 5 年度	42,611	45.9%	0
そ の 他	令和 6 年度	-	-	-
	令和 5 年度	-	-	-
小 計	令和 6 年度	43,836	45.8%	0
	令和 5 年度	43,184	46.5%	0
信用保証協会・信用保険	令和 6 年度	15,273	15.9%	-
	令和 5 年度	15,785	17.0%	-
保 証	令和 6 年度	19,858	20.7%	0
	令和 5 年度	18,708	20.1%	0
信 用	令和 6 年度	16,819	17.6%	-
	令和 5 年度	15,188	16.4%	-
合 計	令和 6 年度	95,787	100.0%	0
	令和 5 年度	92,867	100.0%	0

有価証券種類別残存期間別残高

単位：百万円

区 分		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	令和 6 年度	-	-	-	395	-	395
	令和 5 年度	-	-	-	435	-	435
地 方 債	令和 6 年度	-	309	257	2,388	-	2,954
	令和 5 年度	-	226	286	2,662	-	3,175
短 期 社 債	令和 6 年度	-	-	-	-	-	-
	令和 5 年度	-	-	-	-	-	-
社 債	令和 6 年度	696	1,171	632	2,217	-	4,718
	令和 5 年度	-	1,485	845	2,396	-	4,727
株 式	令和 6 年度	-	-	-	-	10	10
	令和 5 年度	-	-	-	-	10	10
外 国 証 券	令和 6 年度	199	1,958	356	428	-	2,943
	令和 5 年度	400	1,394	866	637	-	3,298
そ の 他 の 証 券	令和 6 年度	-	393	5	-	536	934
	令和 5 年度	0	12	341	-	560	914
合 計	令和 6 年度	896	3,831	1,252	5,429	547	11,957
	令和 5 年度	401	3,118	2,339	6,131	571	12,562

有価証券種類別平均残高

単位：百万円

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	499	3.69%	498	3.74%
地 方 債	3,536	26.18%	3,574	26.78%
短 期 社 債	-	-%	-	-%
社 債	4,935	36.55%	5,020	37.60%
株 式	10	0.08%	10	0.08%
外 国 証 券	3,290	24.36%	3,048	22.83%
そ の 他 の 証 券	1,233	9.14%	1,196	8.97%
合 計	13,506	100.00%	13,350	100.00%

*当組合は商品有価証券を保有しておりません。

公共債窓口販売実績

単位：百万円

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
国債・その他公共債	13	57

貸倒引当金の内訳

単位：百万円

種 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	326	281	370	44
個 別 貸 倒 引 当 金	944	815	93	△850
貸 倒 引 当 金 合 計	1,270	1,096	464	△806

* 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。



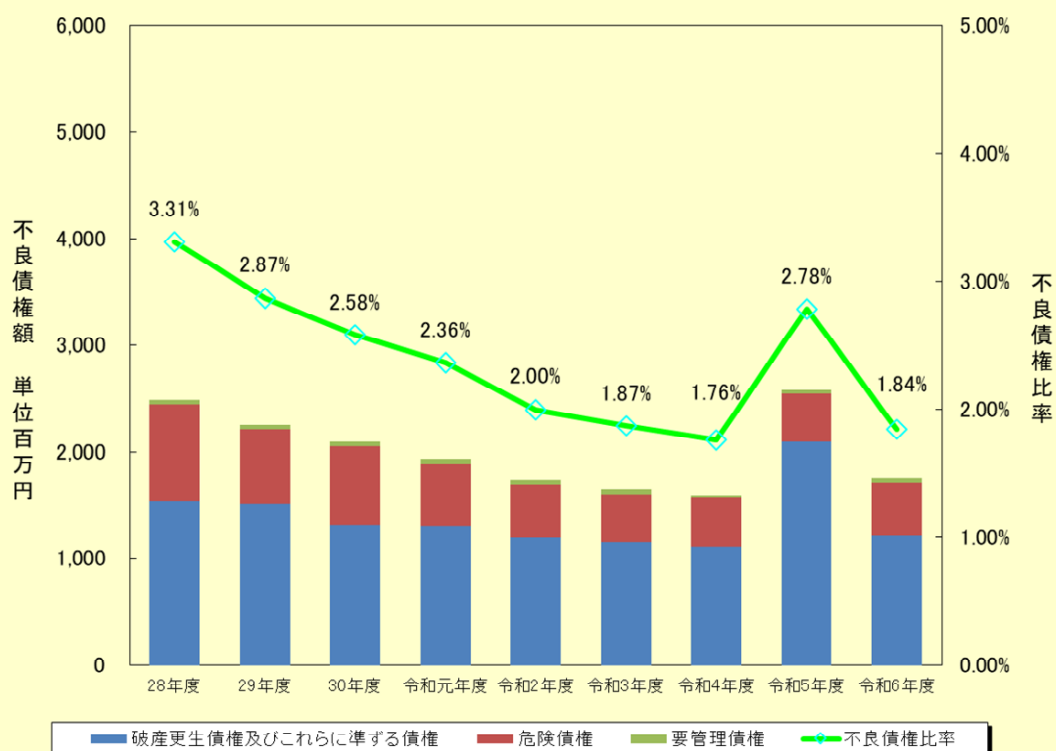
協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位：百万円

区 分		残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率	引当率	
		(A)	(B)	(C)	(B+C) / (A)	(C) / (A－B)	
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和 6 年度	1,221	1,130	91	100.00%	100.00%	
	令和 5 年度	2,094	1,152	941	100.00%	100.00%	
危 険 債 権	令和 6 年度	492	487	1	99.18%	20.00%	
	令和 5 年度	458	451	1	98.68%	20.78%	
要 管 理 債 権	令和 6 年度	47	40	0	85.10%	0.00%	
	令和 5 年度	28	28	0	100.00%	0.00%	
	三月以上延滞債権	令和 6 年度	33	33	0	100.00%	0.00%
		令和 5 年度	28	28	0	100.00%	0.00%
	貸出条件緩和債権	令和 6 年度	13	6	0	46.15%	0.00%
		令和 5 年度	0	0	0	0.00%	0.00%
	小 計	令和 6 年度	1,761	1,657	92	99.37%	88.46%
令和 5 年度		2,581	1,632	943	99.50%	99.36%	
正 常 債 権	令和 6 年度	93,780					
	令和 5 年度	90,370					
合 計	令和 6 年度	95,542					
	令和 5 年度	92,952					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

不良債権の状況



代理貸付残高の内訳

単位：千円

区 分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	-	-
(株)商工組合中央金庫	-	-
(株)日本政策金融公庫	633	392
独立行政法人住宅金融支援機構	1,960,110	1,652,116
独立行政法人雇用能力開発機構	-	-
年金資金運用基金	15,675	9,901
独立行政法人福祉医療機構	640	0
独立行政法人勤労者退職金共済機構	-	-
独立行政法人農林漁業信用基金	-	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3,400	4,450
合 計	1,980,459	1,666,860

1. リスク管理体制

経営の健全性を確保するため、多様化、複雑化した各種リスクに対応できるよう、当組合はリスク管理を重要経営課題として位置づけ、金融自由化時代にふさわしいリスク管理体制の確保に努めております。

なお、当組合は外部監査法人（千葉第一監査法人）による会計監査を受けております。

●信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないしは消失し損害を被るリスクのことです。

当組合では、審査部と業務部との独立性を保ちつつ、審査体制と営業推進のバランスのとれた営業活動に努めております。

特に不動産担保の調査については、取扱店の調査のほか、審査部の立会い調査を義務付け、より厳格な審査体制をとっております。

また延滞債権や償却・引当については管理課が、資産査定・自己査定については資産査定課が行うよう、独立した体制を構築しています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・価格・為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当組合では、ALM（資産負債総合管理）体制に努め、安定的な収益確保とリスクの最少化を目指しております。また、資金繰りに対して支払い準備資金の適正な管理に努め健全な支払準備を行っています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、組合の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることで損失を被る「市場流動性リスク」からなります。

当組合では「流動性リスク管理要領」を制定し、日頃から金融・経済動向の把握や「余資運用規程」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

当組合では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象として、常にリスクの把握・確認に努め、管理手法の改善を図っています。

2. 法令遵守体制

●法令遵守（コンプライアンス）体制について

コンプライアンスとは、金融機関が事故・事件やトラブル等の未然防止を図り、法令等をはじめ内部規程や倫理を含む社会規範すべてにいたるまで、あらゆるルールを厳格に守ることで、お客様の信頼・信用を確固たるものとし、経済・社会に広く貢献していくことを求めるものです。

当組合が地域社会に信頼されるには、高い企業倫理と法令の遵守等社会の一員としてのルールを守ることが当然の責務であり、社会から批判を受けることのないよう努めなければなりません。

当組合では、コンプライアンス統括部署を法務管理課とし、コンプライアンス（法令遵守）に関わる態勢整備や推進等を担当させるとともに、法務リスク全般の管理にあたらせ、各部課店には、コンプライアンス担当者を設置し、日常業務における法令遵守状況を自己点検する体制を確立しており、今後ともコンプライアンス（法令遵守）を経営の重要な課題として取組んでいく方針です。

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守して勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況や当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と金融商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入（契約）は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について誠心誠意説明し十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘、販売を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行ないません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行なわれるよう内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口へお問い合わせ下さるようお願い申し上げます。（金融商品とは、預貯金・保険・有価証券等が対象となります。）

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

原油・原材料価格の上昇や物価高、人手不足等は、幅広い業種の企業経営に影響を与えており、大都市のみならず、地方においてもその影響は拡大しています。地方の中小零細企業においては、従業員やステークホルダーの安全確保と、企業としての存続に向けた資金繰り等が重要課題となっております。

このような状況にあって、当組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、お取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、お取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、当地域において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてまいりました。もとより当組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、お取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、現在においても、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組むべく努めております。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにありますが、今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、お取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めてまいります。

以上を踏まえ、当組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、お取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

審査部（審査二課）を主管部署として、営業店と一体となってお取引先の経営支援等に取り組んでおります。コンサルティング機能を補完するために令和2年7月より中小企業診断士を企業支援顧問として登用し経営改善計画の策定支援・本業支援・事業承継支援・補助金申請支援等に取り組みました。

また、認定経営革新等支援機関として、千葉県中小企業支援ネットワーク会議・経営サポート会議等による支援活動や外部専門家・外部機関等との連携にも積極的に取り組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

（1）創業・新規事業の支援

地域経済の活性化に向け、商工会議所、商工会、よろず支援拠点、千葉県信用保証協会等との連携を図り資金供給等を通じ、創業・新規事業支援に取り組んでおります。

取組	連携	件数	実行金額
創業支援資金	保証協会付融資・県制度資金等	20件	102,290千円

(2) 要注意先等のランクアップへの取組および経営相談、経営改善・再生支援

当組合では、地域密着型金融の機能強化の推進において、お取引先の中小零細事業者に対する経営相談、経営改善・再生支援機能の強化、貸出資産の健全性確保等に向けた取組の体制整備として、審査部（審査二課）と営業店が連携を図り、本部関連部署及び営業店に経営再生支援担当者を配置し支援活動を展開しております。令和6年度は、経営相談、経営改善・再生支援の取組先として「43」のお取引先を選定させていただきました。そして、コンサルティング機能や情報提供機能を適切に発揮していくため、千葉県産業振興センター「専門家派遣事業」の利用促進、及びT K C千葉会南総支部所属の税理士及び他の税理士等の外部専門家・機関等との連携を積極的に図っております。その結果、下記の通りの成果を得ることができました。

○現状維持 33先、ランクアップ 1先 ランクダウン 9先

(3) 経営改善支援等の取組実績

【令和6年4月～令和7年3月】		(単位:先数)					(単位:%)		
		期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした 先数	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	αのうち再 生計画を策 定した先数	経営改善支援 取組み率	ランクアップ率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	1,502	22		15	3	1.46%		13.64%
要注意先	②	160	21	1	18	6	13.13%	4.76%	28.57%
うち 要管理先	③	0	0	0	0	0	0.00%	—	—
破綻懸念先	④	20	0	0	0	0	0.00%	—	—
実質破綻先	⑤	46	0	0	0	0	0.00%	—	—
破綻先	⑥	17	0	0	0	0	0.00%	—	—
小計 (②～⑥の計)		243	21	1	18	6	8.64%	4.76%	28.57%
合計		1,745	43	1	33	9	2.46%	2.33%	20.93%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は令和6年4月当初時点で整理。

- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
※経営改善支援取組み先の定義については、これまでと同様ですが、詳細については下記「経営改善支援取組み先の定義について」を参照。
- ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。
- ・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業活性化協議会(旧中小企業再生支援協議会)の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、令和元年12月に公表された事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の主旨に則り経営者保証の二重徴求を行なわない取組を進め事業承継が円滑に行なわれるよう努めています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例（令和6年度）】

1. 取り組み内容

- ・当組合では、①利益償還が可能であること、②法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること、③適時適切な情報開示が行われ従来から良好なリレーションが構築されていること等を勘案し、経営者保証を求めない新規融資を行う取組を行なっています。また、既存の保証契約についても、同様の理由で解除を行っています。又事業承継が円滑に行なわれるよう、経営者保証の二重徴求の排除や事業承継を期に経営者保証を免除する取組を行なっています。
- ・令和6年度の融資実績としては、新規で無保証融資を行った先が187件で経営者保証ガイドラインに則り保証契約を解除した先が15先となっています。
- ・令和6年度の事業承継先で旧経営者保証を解除し新経営者と経営者保証を結んだ先は1先
新旧経営者保証を解除した先が3先・新旧共に経営者保証を結んだ先は0先となっています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	164件	66件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	27.52%	9.58%
保証契約を解除した件数	2件	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかるご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。なお、苦情対応等の手続きについては、ホームページでもご紹介しております。 URL【<https://kimishin.jp/>】

＊ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先

「お取引先店舗」または「君津信用組合お客様相談室」にお願いいたします。

君津信用組合お客様相談室

住 所 千葉県木更津市潮見 3-3

電話番号 0438-20-1122

受付時間 9：00～17：00

（土日・祝日および金融機関休業日を除く）



苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください。）

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金 (祝日及び信用組合の休業日は除く) 9：00～17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合のお客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、

アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

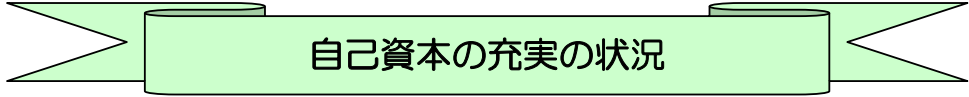
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金（除祝日、年末年始） 9:30～12：00、13:00～16：00	月～金（除祝日、年末年始） 10:00～12：00、13:00～16：00	月～金（除祝日、年末年始） 9:30～12：00、13:00～17：00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

名 称	生命保険相談所 （一般社団法人 生命保険協会）	そんぽ ADR センター （一般社団法人 日本損害保険協会）
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受 付 日 時 間	月～金（除祝日、年末年始） 9：00～17：00	月～金（除祝日、年末年始） 9：15～17：00

一当組合は、お客様からのお申し出について、以下の通り金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理体制等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。一

1. お客様からの苦情等については、本支店又はお客様相談室で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続き等の情報を提供いたします。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、業務監査部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規定等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。



自己資本の充実の状況

■ 自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額は、当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客さまによる（普通）出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

地域のお客さまによる（普通）出資金および内部留保による資本の積上げを行うことにより自己資本の充実を図っています。当組合の自己資本比率は、バーゼルⅢを踏まえた新国内基準においても、基準4%を上回る8.83%であり、経営の健全性・安全性を十分保っています。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じて得られた利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスク管理に関する項目

『経営管理体制』26頁「信用リスク管理」をご参照下さい。

4. 信用リスクの削除手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、補完的措置として不動産等担保や信用保証協会による保全措置を講じています。

信用リスクの削除手法として当組合が扱う主要な担保としては預金積金等がありますが、担保に関する手続きについては当組合が定める事務規程等により適切な事務取り扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引および長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、組織態勢や管理の仕組みを整備することによりリスクの顕在化の未然防止と縮小に努めております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式等時価の把握できるエクスポージャーにかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスク等の状況を定期的に常勤役員等に報告しております。

非上場株式等時価の把握ができないエクスポージャーについては、当組合が定める運用に関する規程や要領などに基づいて適正に運用・管理に努めています。また、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「金融商品の時価会計処理規程」「時価算定要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R & I（株式会社格付投資情報センター） ・ J C R（株式会社日本格付研究所）
- ・ M o o d y' s（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
- ・ S & P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。金利リスク量は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを中心に、四半期ごとに計測しております。

主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、1,790 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

■自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について

1. 自己資本の構成に関する開示事項

単位：百万円

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,763	6,259
うち、出資金及び資本剰余金の額	963	962
うち、利益剰余金の額	4,819	5,316
うち、外部流出予定額(△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	326	370
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	326	370
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,090	6,630
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8	6
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	246	226
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	254	232
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	5,836	6,398
リスク・アセット等（三）		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,966	68,559
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	3,524	3,897
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（二）	73,490	72,456
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	7.94%	8.83%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	69,966	2,798	70,521	2,820
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	69,966	2,798	70,521	2,820
(i) ソブリン向け	1,292	51	1,359	54
(ii) 金融機関向け	8,730	349	9,116	364
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			70	2
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	26,660	1,066	23,643	945
(v) 中小企業等・個人向け	10,620	424		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			9,766	390
トランザクター向け			620	24
(vii) 抵当権付住宅ローン	5,514	220		
(viii) 不動産取得等事業向け	7,059	282		
(ix) 不動産関連向け			18,125	725
自己居住用不動産等向け			7,705	308
賃貸用不動産向け			4,832	193
事業用不動産関連向け			5,588	223
その他不動産関連向け			-	-
ADC 向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			2,246	89
(xi) 三月以上延滞等	896	35		
(xii) 延滞等向け			930	37
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			252	10
(xiv) 出資等	255	10		
出資等のエクスポージャー	255	10		
重要な出資のエクスポージャー				
(xv) 株式等			637	25
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	52	2	37	1
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	313	12	313	12
(xix) その他（おバラス含む）	8,570	342	4,091	163
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
④ 未決済取引			-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVA リスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0

ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	3,524	140	3,897	155
BI			2,598	
BIC			311	
ハ、単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	73,490	2,939	74,418	2,976

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には固定資産、投資信託等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和５年度計数）。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞}}{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和６年度計数）。
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

- (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

単位：百万円

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
地域区分										
業種区分										
期間区分										
国 内	165,162	164,606	93,002	97,865	10,201	10,167	-	-	1,946	1,342
国 外	3,193	3,093	-	-	3,193	3,093	-	-	-	-
地 域 別 合 計	168,355	167,699	93,002	97,865	13,394	13,260	-	-	1,946	1,342
製 造 業	3,181	3,002	2,133	1,934	1,047	1,067	-	-	7	23
農 業 ・ 林 業	395	426	395	426	-	-	-	-	49	46
漁 業	135	124	135	124	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	341	283	341	283	-	-	-	-	17	17
建 設 業	8,540	8,195	8,406	8,062	134	133	-	-	80	120
電気・ガス・熱供給・ 水道業	1,355	1,630	356	632	998	998	-	-	-	-
情 報 通 信 業	839	921	121	105	710	807	-	-	-	4
運輸業、郵便業	2,303	2,170	2,132	2,000	171	170	-	-	151	0
卸売業、小売業	5,942	5,619	5,510	5,187	432	432	-	-	82	142
金融業、保険業	57,044	51,977	157	205	2,521	2,406	-	-	-	-
不 動 産 業	20,076	20,698	19,676	20,298	400	400	-	-	152	151
各 種 サ ー ビ ス	20,793	19,754	20,193	18,852	600	902	-	-	1,240	545
そ の 他 の 産 業	11,981	11,729	4,048	4,151	351	378	-	-	-	-
国・地方公共団体等	15,218	17,125	9,188	11,562	6,027	5,563	-	-	-	-
個 人	20,204	24,039	20,204	24,039	-	-	-	-	164	290
業 種 別 合 計	168,355	167,699	93,002	97,865	13,394	13,260	-	-	1,946	1,342

1 年 以 下	54,633	31,781	6,493	6,594	400	900	-	-
1 年 超 3 年 以 下	9,580	23,412	6,808	6,417	1,699	1,923	-	-
3 年 超 5 年 以 下	11,709	15,766	10,196	8,691	1,441	2,004	-	-
5 年 超 7 年 以 下	13,390	12,264	11,349	11,722	1,970	503	-	-
7 年 超 10 年 以 下	14,070	13,866	13,578	13,033	488	833	-	-
1 0 年 超	51,910	55,814	42,076	46,310	6,834	6,504	-	-
期間の定めのないもの	13,092	12,517	2,498	2,821	592	590	-	-
残 存 期 間 別 合 計	168,387	165,424	93,002	95,590	13,427	13,260	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているものに係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、投資信託等の資産が含まれます。
5. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 上記の残存期間区分の「期間の定めのないもの」は、期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、固定資産、株式等の資産が含まれます。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加高	当期減少高		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 5 年度	44	326	-	44	326
	令和 6 年度	326	370	-	326	370
個別貸倒引当金	令和 5 年度	129	944	23	105	944
	令和 6 年度	944	93	776	167	93
合 計	令和 5 年度	173	1,270	23	150	1,270
	令和 6 年度	1,270	464	776	494	464

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

業 種 区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高		5年度	6年度
	5年度	6年度	5年度	6年度		
製 造 業	0	0	8	7	-	-
農 業 ・ 林 業	0	△10	16	6	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	△18	0	5	5	42	-
建 設 業	1	0	4	4	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	151	△151	151	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	0	33	20	53	1	1
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	0	0	1	0	0	1
各 種 サ ー ビ ス	683	△714	714	0	4	6
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-
個 人	△2	△8	21	13	1	0
合 計	815	△850	944	93	50	9

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和６年度					
現金	4,357	-	4,357	-	-	0％
我が国の中央政府及び中央銀行向け	499	-	499	-	-	0％
外国の中央政府及び中央銀行向け	337	-	337	-	150	44％
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,277	-	14,277	-	-	0％
外国の中央政府等以外の公共部門向け	199	-	199	-	39	20％
国際開発銀行向け	100	-	100	-	30	30％
地方公共団体金融機構向け	700	-	700	-	70	10％
我が国の政府関係機関向け	1	-	1	-	0	17％
地方三公社向け	370	-	370	-	74	20％
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	50,855	-	41,355	-	9,116	22％
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	170	-	170	-	70	41％
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	28,981	414	28,825	36	23,643	82％
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,944	22,327	12,652	1,445	9,766	69％
トランザクター向け	-	14,265	-	1,379	620	45％
不動産関連向け	31,550	-	31,458	-	18,125	58％
自己居住用不動産等向け	13,675	-	13,654	-	7,705	56％
賃貸用不動産向け	11,432	-	11,432	-	4,832	42％
事業用不動産関連向け	6,442	-	6,372	-	5,588	88％
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	1,497	-	1,497	-	2,246	150％
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,004	63	1,004	1	930	92％
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	257	-	257	-	252	98％
取立未済手形	15	-	15	-	3	20％
信用保証協会等による保証付	13,347	-	13,347	-	995	7％
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	254	-	254	-	637	250％
合計					66,081	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	資産の額及び信相当額の合計額 (OCF・信用引当削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和 6 年度															
現金	4,357	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	499	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,277	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	199	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	37,198	2,450	1,000	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	302	-	70	-	-	-	-	-	-	2,067	-	42	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	94	-	312	-	-	-	-	-	-	-	1,379	3,735	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,379	-	-	-	-
不動産関連向け	-	12	-	-	-	7,027	-	7,223	-	-	-	1,447	-	26	856	-
自己居住用不動産等向け	-	12	-	-	-	-	-	6,318	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	7,027	-	905	-	-	-	1,447	-	26	856	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	329	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	3,394	9,952	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	22,597	10,764	-	38,401	2,450	8,198	-	7,223	-	-	-	2,826	6,532	26	899	-

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リカブ削減効果適用後）																	
70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
令和 6 年度																	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,357	現金
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	499	我が国の中央政府及び中央銀行向け
70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	337	外国の中央政府及び中央銀行向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国際決済銀行等向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,277	我が国の地方公共団体向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	199	外国の中央政府等以外の公共部門向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	国際開発銀行向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	700	地方公共団体金融機構向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	我が国の政府関係機関向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	370	地方三公社向け
70	-	-	-	-	-	180	-	-	-	255	-	-	-	-	-	41,355	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カバード・ボンド向け
210	498	-	24,607	-	-	1,062	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,861	法人等向け（特定貸付債権向けを含む）
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定貸付債権向け
-	5,479	-	-	-	-	3,096	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,097	中堅中小企業等向け及び個人向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,379	トランザクター向け
2,845	7,617	-	-	1,415	-	-	677	2,110	-	-	196	-	-	-	-	31,458	不動産関連向け
-	7,323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,654	自己居住用不動産等向け
-	294	-	-	-	-	-	677	-	-	-	196	-	-	-	-	11,432	賃貸用不動産向け
2,845	-	-	-	1,415	-	-	-	2,110	-	-	-	-	-	-	-	6,372	事業用不動産関連向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他不動産関連向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ADC向け
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,497	-	-	-	-	1,497	劣後債権及びその他資本性証券等
-	-	-	-	-	-	495	-	-	-	-	180	-	-	-	-	1,005	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）
-	-	-	-	-	-	252	-	-	-	-	-	-	-	-	-	257	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	取立未済手形
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,347	信用保証協会等による保証付
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	254	-	-	-	254	株式等
3,195	13,595	-	24,607	1,415	-	5,086	677	2,110	-	255	1,874	254	-	-	-	152,996	合計

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和 5 年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	22,785
10%	-	10,183
20%	56,628	705
35%	-	15,751
50%	6,550	909
75%	-	11,940
100%	1,598	41,045
150%	-	73
250%	-	-
1,250%	-	-
その他	-	182
合 計	64,777	103,577

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、
CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。

単位：百万円

令和 6 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	99,136	-	-	89,636
40%～70%	12,101	14,315	10%	13,480
75%	13,744	7,964	10%	13,595
80%	-	-	-	-
85%	24,728	414	10%	24,607
90%～100%	6,616	97	10%	6,502
105%～130%	3,098	-	-	3,044
150%	1,873	13	10%	1,874
250%	254	-	-	254
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	161,553	22,805	-	152,996

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度	5 年度	6 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	398	1,332	4,303	4,541	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非上場株式等	675	-	702	-
合 計	675	-	702	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
償 却	-	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益等は含まれておりません。なお、損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	令和 5 年度	令和 6 年度
評 価 損 益	△842	△1,313

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位：百万円

	令和 5 年度	令和 6 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		
マンデート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー		

9. 金利リスクに関する事項

単位：百万円

IRRBB1：金利リスク					
		Δ E V E		Δ N I I	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,618	1,790	31	440
2	下方パラレルシフト	0	0	276	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,264	1,142		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	191	343		
6	短 期 金 利 低 下	0	0		
7	最 大 値	1,618	1,790	276	440
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	5,836		6,398	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末からΔEVEを開示しております。また、2021年3月末からΔNIIを開示しております。

※ΔEVEとは、IRRBB（銀行勘定の金利リスク）のうち金利ショックに対する経済的価値の変動（減少額）として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ※ΔNIIとは、IRRBB（銀行勘定の金利リスク）のうち金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項は以下のとおりです。

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期1.25年
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- (5) 複数の通貨の集計方法およびその前提 1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有していません。
- (6) スプレッドに関する前提 考慮していません。
- (7) 内部モデルは使用していません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和7年3月末のΔEVEは17億円、ΔNIIは4億円となりましたが、適切な範囲であると判断しております。

自己資本調達手段の概要

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	君津信用組合		
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	962 百万円	一百万円	一百万円
償還期限	—	—	一年一月一日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	発行日（一年一月一日）より一年が経過した日以降の最初の利息支払日に残高の全部又は一部を償還可能

犯罪収益移転防止法

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力をお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下同法といいます。）に基づき当組合では、口座開設の際にお客様の氏名、住所、生年月日、取引を行う目的や職業・事業内容等について確認させていただいております。今般、同法の改正により平成28年10月1日よりお取引時の確認方法が一部変更となりました。何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客様への確認(取引時確認)が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
 - ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - ④ 融資取引等
- これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

お客様への確認事項および確認に必要な書類について（平成28年10月1日以降）

確認事項		主な確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客様	氏名、住所、生年月日	○運転免許証 ○マイナンバーカード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康 保険証 等
	職業・取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
	(ご本人以外の方が来店された場合) 来店された方の氏名、住所、生年月日等	○運転免許証 ○マイナンバーカード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康 保険証 等 ※上記に加え、住民票等によりご本人との関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
法人のお客様	名称・本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑証明書 等
	来店された方の氏名、住所、生年月日等	○運転免許証 ○マイナンバーカード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○各種健康 保険証 等 ※上記に加え、委任状等の書面や法人のお客様への電話にて法人のお客様のために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業の内容	○登記事項証明書 ○印鑑証明書 等 事業内容等の確認のため同法で定められた書類以外の書類のご提示をお願いすることがあります。
	取引を行う目的	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。
	実質的支配者(※)の方の氏名、住所、生年月日等 (法人のお客様との関係についても確認させていただきます。)	窓口等でお客様の申告により確認させていただきます。原則、書類は不要です。 (※)法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人を言います。

- ・お客様等の氏名・住所・生年月日を確認させていただく際に顔写真が無い本人確認書類をご提示いただいた場合、同法により、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただいております。
- ・外国の政府等において同法に定められた職位にある、またはあったお客様、そのご家族にあたるお客様等とお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。
- ・過去の確認をさせていただきましたお客様についてもお取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客様についても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・上記事項が確認できないときは、お取引ができない場合があります。
- ・確認させていただいた上記事項に変更が生じた場合にはお申出下さい。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、犯罪による収益の移転防止に関する法律により禁じられております。
- ・詳しいことは各店舗の窓口等にお問合せ下さい。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども君津信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体で迅速に対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

3. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

4. 不当要求への対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、便宜供与等の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成 22 年 5 月 24 日より、普通預金取引をはじめとする各種預金規定やその他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。本条項は、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力である事が判明するなどした場合には、当組合の判断により契約を解除させていただく事を定めた条項です。

既にお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。また、普通預金、総合口座、無利息型普通預金、当座預金、貸金庫の新規取引を申し込みの際は、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

利益相反管理方針

当組合は中小企業等協同組合法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当組合が定める組合内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当組合は、当組合がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当組合は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

- ① 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ② 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③ 当組合が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

（2）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当組合は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまとの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当組合は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
- また、当組合は、利益相反管理について定められた法令および組合内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当組合は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

保 険 募 集 指 針

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方
(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2)「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ① 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】＊合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】＊合計40万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容及各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

キャッシュカードの偽造・盗難被害等に対する補償

「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）が平成 18 年 2 月 10 日から施行されています。

当組合では次のような被害に対する補償を実施しています。

対象カード	補償の対象となる取引
キャッシュカード、 ローンカード	ATM での預金引出、振込、 総合口座借入、ローンカード借入

● 補償内容

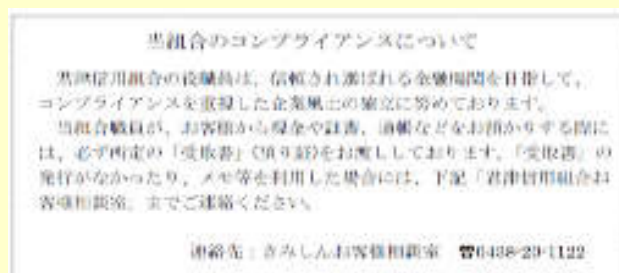
カードの種類	補償となる被害	取引の内容	
		お客様に過失がない場合	お客様に重大な過失がある場合
キャッシュカード	偽造・盗難	全額補償	補償なし
ローンカード	偽造・盗難	最高 50 万円まで補償	補償なし

<暗証番号取扱注意事項>

暗証番号は、他人から類推しやすい、生年月日、電話番号、車のナンバー、並び数字などは使用しないでください。

- ① カードや通帳に暗証番号のメモはしないでください。
- ② ゴルフ場のロッカー等のセーフティボックスの暗証番号にキャッシュカードと同じ暗証番号を使うと危険ことがあります。
- ③ 当組合の職員や警察官から電話で暗証番号を尋ねることは一切ありません。
不審な電話には注意してください。
- ④ ATM の利用明細は、むやみに捨てないでください。
- ⑤ 暗証番号は定期的に変更されることをお勧めします。
注) ATM で変更できますが、万一忘れた場合、本人でも照会できませんのでご注意ください。

“きみしん”ではコンプライアンスの遵守と 態勢の整備に努めています。



(名刺裏面、コンプライアンスについて)

内国為替取扱実績

件数単位：件 / 金額単位：百万円

区 分		令和 5 年度末		令和 6 年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
振込・送金	他の金融機関向け	96,492	72,780	134,268	79,534
	他の金融機関から	166,282	78,683	206,209	90,716
代金取立	他の金融機関向け	-	-	-	-
	他の金融機関から	-	-	-	-

子会社の状況

該当事項なし

主要な事業の内容

預金業務

- 預金 当座預金、普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金「納くん」、消費税完納準備預金、無利息型普通預金「決済用預金」、後見制度支援預金等を取扱っております。

貸出業務

- 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

有価証券投資業務

- 預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

- 送金為替、振込及び代金取立て等を取扱っております。

外国為替業務

- 外国通貨の両替業務を行っております。

付帯業務

- 債務の保証業務又は手形の引受
 - 有価証券の売買等
 - 有価証券の貸付業務
 - 貸金庫業務
 - 個人型確定拠出年金（iDeCo）の募集
 - 代理業務
全国信用協同組合連合会代理店業務・日本銀行の歳入復代理店業務
株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構・年金資金運用基金・独立行政法人雇用能力開発機構
独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金
 - 地方公共団体の公金取扱業務
 - 株式払込金の受入代理業務
 - 個人向け国債の募集
 - 住宅長期火災保険等の損害保険の取扱
 - 一時払終身保険の取扱
 - ビジネスマッチング業務
 - 遺言代用信託の募集
- 商品有価証券売買業務・社債受託及び登録業務・金融先物取引等の受託等業務は取扱っておりません。

手数料一覧

（消費税含む）

種 類				料 金
振 込	当組合本店	自店宛	3 万円未満	330 円
			3 万円以上	550 円
		他店宛	3 万円未満	330 円
			3 万円以上	550 円
		A T M扱	3 万円未満	110 円
			3 万円以上	330 円
		インターネット	3 万円未満	110 円
			3 万円以上	220 円
	他 行	電信扱	3 万円未満	605 円
			3 万円以上	770 円
		A T M扱	3 万円未満	385 円
			3 万円以上	550 円
		インターネット	3 万円未満	220 円
			3 万円以上	440 円
インターネット バンキング		個人向け	無 料	
		法人向け	照会、振込・振替サービス	（月額）1,100 円
			上記機能+データ伝送サービス	（月額）3,300 円
その他	振込・送金(880 円)、取立手形組戻(1,100 円)、不渡手形返却(1,100 円)、取立手形店頭呈示(880 円)			
当座預金 小切手帳 1 冊（50 枚）				1,650 円
約束手形帳 1 冊（50 枚）				1,650 円
マル専口座取扱手数料（割賦販売通知書 1 枚）				3,300 円
マル専手形（1 枚につき）				550 円
自己宛小切手				550 円
カード再発行・通帳証書等再発行				1,100 円
残高証明書 発行手数料 1 通		当組合書式		770 円
		定形外		1,100 円
貸金庫利用料		半自動（年間）	大 26,400 円 中 19,800 円 小 13,200 円	
		全自動（年間）	大 31,020 円 中 23,100 円 小 16,500 円	
CD・ATM手数料（払戻 1 回につき）		当組合カード	県内信組	その他
平日 18 時まで（土曜 14 時まで）		無 料	無 料	110 円
平日 18 時以降（土曜 14 時以降）日曜日		無 料	220 円	220 円
両替手数料		区 分		両替手数料（窓口利用）
		51 枚～500 枚		550 円
		501 枚～1000 枚		1,100 円
		1001 枚～		500 枚毎に 550 円加算
		※ お取り扱い枚数はお客様がご持参された紙幣・硬貨の合計枚数とお持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数のいずれか多い方の枚数		
集金手数料		週 1 回	55,000 円	週 4 回 121,000 円
集金契約書の締結条件		週 2 回	77,000 円	週 5 回 143,000 円
		週 3 回	99,000 円	月間手数料

業務のご案内

きみしんの預金

種 類	内 容
自由金利スーパー定期	組合員様限定預入期間 1 年・3 年の期間別高利回りプラン 「組合員限定定期預金」・「年金定期預金 500」
自由金利大口定期預金	1 ヶ月から 1,000 万円以上の資金運用に最適
財形預金（年金・住宅）	元本 550 万円まで非課税
期 日 指 定 定 期 預 金	自由金利・1 年複利計算
普通預金・貯蓄預金・当座預金・定期積金・納税準備預金「納くん」・消費税完納準備預金 ・通知預金・譲渡性預金・後見制度支援預金など	

きみしんのローン

種 類	お使いみち	ご融資金額
一 般 融 資	手形貸付・手形(でんさい)割引・証書貸付・当座貸越	お気軽にご相談下さい。
千葉県信用保証協会融資	千葉県制度融資、各市制度融資、 アクティブ 2000、ダッシュ 5000、スパート 3000	お気軽にご相談ください。
TKC 経営者ローン	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000 万円以内
税理士関与先向け ビジネスローン	事業資金(運転、設備)、無担保、無保証人	1,000 万円以内
事 業 性 ロ ー ン	事業資金(運転・設備)、無担保、無保証人 ビジネスエース・ビジネスローン	500 万円 以内 (個人事業主除くビジネスローン 1,000 万円以内)
公 的 融 資	独立行政法人住宅金融支援機構「フラット 35」・独立行政法人福祉医療機構・ 県制度・市制度・株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫	
MG 住宅ローン	きみしんMG保証付住宅ローン きみしんMG保証付住宅ローンプラス プラスなら他ローンや個人消費資金とおまとめ 可能	2 億円 以内
カードローン カードローン Web	カード 1 枚でスピーディーにいつでもお使いみち自由 アラカルト・アラカルト Web	30 万円～300 万円 定額返済
ビ ジ ネ ス カードローン	あなたの資金のニーズにお応えします スピーディーな資金調達でご商売をサポート	50 万円～300 万円 定額返済
フリーローン フリーローン Web	お使いみち自由 証貸組替ローン(事業資金除く)	1,000 万円 以内 ご利用中の残高以内
スピードローン スピードローン Web	お使いみち自由(事業資金含む) Web でカンタンお申込み	500 万円 以内
スーパーローン	お使いみち自由(借換資金・事業資金含む)	500 万円 以内
多目的ローン 多目的ローン Web	資金使途が明確なもの 及び、他金融機関の目的系ローンの借換資金	2,000 万円 以内
カーライフローン カーライフローン Web	マイカーの購入(新車・中古車)及び車検・修理費など Web でカンタンお申込み	1,000 万円 以内
奨 学 ロ ー ン 奨 学 ロ ー ン Web	受験費用等受験にかかわる費用、入学金など入学から 在学中にかかる費用 Web でカンタンお申込み	1,000 万円 以内
リフォームローン リフォームローン Web リフォームローンワイド リフォームローンワイド Web	住宅の増改築 Web でカンタンお申込み	500 万円 以内 1,000 万円 以内

きみしんのサービス

種 類	内 容
年金・共済自動受取	公的年金・各種共済年金の自動受取
給 与 振 込	給料・ボーナスがお勤め先から直接口座に振込
公 共 料 金	電気料・電話料・NHK・水道料・ガス料金自動支払
内 国 為 替	全国の金融機関へ振込
外 国 通 貨 両 替	ドル交換取扱い
IC・キャッシュカード	安全性を重視したIC キャッシュカードの新規発行を無料化対応
デ ビ ッ ト カ ー ド	キャッシュカードで、デビットカード加盟店にて買い物ができます。
全国キャッシュサービス	全国の提携金融機関および郵便局、コンビニ、JR 東日本 ATM で「きみしん」カードがご利用できます。
で ん さ い ネ ッ ト	ペーパーレスで手続きラクラク、搬送代を削減し印紙税も非課税、支払手段を効率化できます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合間での CD・ATM 利用手数料が無料となります。
インターネットバンキング	振込・振替業務、取引明細照会業務・月額基本手数料無料
法人インターネットバンキング	個人事業主様、法人様に対応。大量のお振込みが一括で処理できます。オフィスから簡単操作で取引明細照会や税金等各種料金の払込可。
パ イ ー 各種料金払込サービス	税金や各種公共料金等の各種料金をインターネットから払込ができます。
パ イ ー 口座振替受付サービス	口座振替の手続きを印鑑なしでキャッシュカードだけで行なえます。
労働保険料等の口座振替	継続事業、単独有期事業、一般拠出金に係る保険料の口座振替納付ができます。
国 税 等 の 払 込 み	本店・袖ヶ浦支店・君津支店・大佐和支店・いわね支店・東太田支店・子安支店・八幡支店にて国税や交通反則金の納付が、他の店舗では取次ができます。
国 税 タ イ レ ク ト 納 付	電子納税 e-Tax によりパソコンで納付ができます。
地方税ダイレクト納付	電子納税 e-Tax によりパソコンで納付ができます。
貸 金 庫	簡単操作のプライベート金庫
国 債 の 窓 口 販 売	個人向け国債の窓口販売
保 険 窓 口 販 売	長期火災保険、債務返済支援保険、年金払積立傷害保険、個人年金保険、医療総合保険、終身保険の窓口販売
確定拠出年金の募集	個人型確定拠出年金 (iDeCo) の募集
遺言代用信託の募集	しんくみ相続信託 (元本保証型合同運用指定金銭信託) の募集
事業承継マッチングサービス	事業承継支援サービス (M&A マーケット「TRANBI(トランビ)」) の提供
電子地域通貨「アクアコイン」	スマートフォンを利用した木更津市内限定で利用できる電子地域通貨
歳入金の窓口電子収納	ペイジー窓口チャネル (窓口電子収納) を利用して歳入金等の受け入れができます。
決 済 サ ー ビ ス 導 入 支 援	タイムズペイと連携して様々な決済サービスの導入支援を行っています。
しんくみアプリ with CRECO	信用組合の定期預金含む預金口座をスマートフォンアプリでかんたんに管理
Bank Pay / J-Coin Pay	スマートフォンアプリで簡単決済ができます。

その他に、有価証券の貸付業務、債務の保証業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入業務を取扱っております。

きみしんなら定期預金もお得！

期間限定

「組合員限定定期預金」が

お得！ 令和7年3月25日(火)～
令和7年9月30日(火)

国税等の払込みはきみしんへ

国 税 国民年金保険料
交 通 反 則 金 社会保険料など

【お取扱い店舗】

本 店 袖ヶ浦支店 君 津 支 店
大 佐 和 支 店 い わ ね 支 店 東 太 田 支 店
子 安 支 店 八 幡 支 店

その他の店舗では取扱店へ取次致します。

地域密着型金融の取組の状況

1. 地域貢献に関する経営姿勢

君津信用組合は地元の中小零細企業者や、住民の皆様が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

中小零細企業者や住民一人々の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本とし「金融を通じて地域社会に奉仕する」を経営方針としております。

また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 金融を通じた地域貢献

当組合の経営理念「金融を通じて地域社会に奉仕する」を基本とする経営方針にて営業活動を行っております。

本年度においては、中小零細企業をめぐる厳しい金融経済環境に鑑み、事業者の資金繰り支援のため、「プロパー融資」「千葉県信用保証協会付融資」を積極的に推進することにより、中小零細企業者への事業資金の融資に力を入れて参りました。また、千葉県や地元市町村の県制度・市町村制度融資を積極的に利用推進することにより、地域の中小零細企業者の皆様に対しまして、創業・新事業支援資金ならびに長期安定した事業資金の融資に努めました。本年度も本業である事業資金融資への取り組みを重点施策として、中小企業の資金繰り支援とコンサルティング業務に注力してまいります。

【7年3月末までの貸出実績】

①県・市町村制度融資

355件 3,893百万円

②個人ローン

住宅ローン 2,556百万円

消費者ローン 1,286百万円

※事業性融資新規実行額 13,651百万円

うち、プロパー融資 10,517百万円

保証協会付融資 3,134百万円

貸出先数・金額（7年3月31日）

単位：百万円

区 分	先 数	金 額	うち設備資金	うち運転資金
事 業 者	1,757	51,950	27,086	24,864
個 人	4,501	31,955	26,857	5,098
（内住宅ローン）	—	（14,764）	—	—
（内消費者ローン）	—	（4,250）	—	—
地方公共団体	8	11,547	4,891	6,656
合 計	6,266	95,454	58,835	36,618

3. その他のサービス活動

(1) なの花会（年金友の会）

- ・なの花会は、当組合で年金を受取っている方の親睦と充実した生活のお手伝いをするため昭和 59 年から順次、全店で組織化され、会員数は現在 7,354 人（令和 7 年 2 月末現在）となっております。
- ・会員の皆様の楽しいふれあいの場として、旅行、グラウンド・ゴルフ、カラオケ、生け花、舞踊等を行っております。

カラオケについては、お気軽にご利用いただけるように主要支店に通信カラオケ DAM を設置しています。収納曲数 100,000 曲、是非ご利用ください。

- ・各店の会議室を「コミュニティーホール」として地域の皆様に解放しております。地区の集会、サークル、各種発表会、講演会、勉強会などにご利用ください。
- ・グラウンド・ゴルフは、各店での大会に加え、毎年、全店大会を実施しております。
- ・店ごとの企画で、日帰りあるいは一泊の「なの花会旅行」を実施しております。

(2) 一般情報提供

- ・情報誌「ボンビバーン」の提供
「暮らしのしくいきいき」のサブタイトルどおり、旅行・年金・税金・健康等の暮らしに必要な情報を提供しています。

(3) ホームページ

- ・各種サービスのご案内など、“きみしん”の情報満載です。ぜひご覧ください。
URL【 <https://kimishin.jp/> 】

(4) お客様相談室

お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談室」を設置しております。
信用組合業務に関してお困りのことや、当組合へのご意見、ご希望がございましたら
ご遠慮なくお申し出ください。

電話番号 0438-20-1122

受付時間 平日 午前 9：00 より午後 5：00

また、匿名でのご意見等は各店窓口に「お客様ご意見箱」をご用意しております。
ぜひご利用ください。

(5) 文化的、社会的貢献活動 《地域貢献プログラム》

- ・「しんくみの日週間」 献血運動 実施
令和 6 年 9 月 3 日 参加者 役職員 合計 23 名

第 63 期通常総代会のご報告

令和 7 年 6 月 27 日午前 10：00 より本店 4 階大ホールにて、第 63 期通常総代会が開催されました。

当日は、議決権を有する総代 130 名のうち、出席総代数 77 名、書面決議による数 47 名、委任状による数 3 名、決議総数 127 名のもと下記の議案が説明、審議を経て承認されましたことをご報告いたします。



議決事項

- | | |
|---------|-----------------------|
| 第 1 号議案 | 第 63 期 剰余金処分案承認の件 |
| 第 2 号議案 | 第 64 期 事業計画並びに予算案承認の件 |
| 第 3 号議案 | 組合員除名の件 |

総代会の仕組みと役割

・総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員 29,506 名（令和 7 年 3 月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

・総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

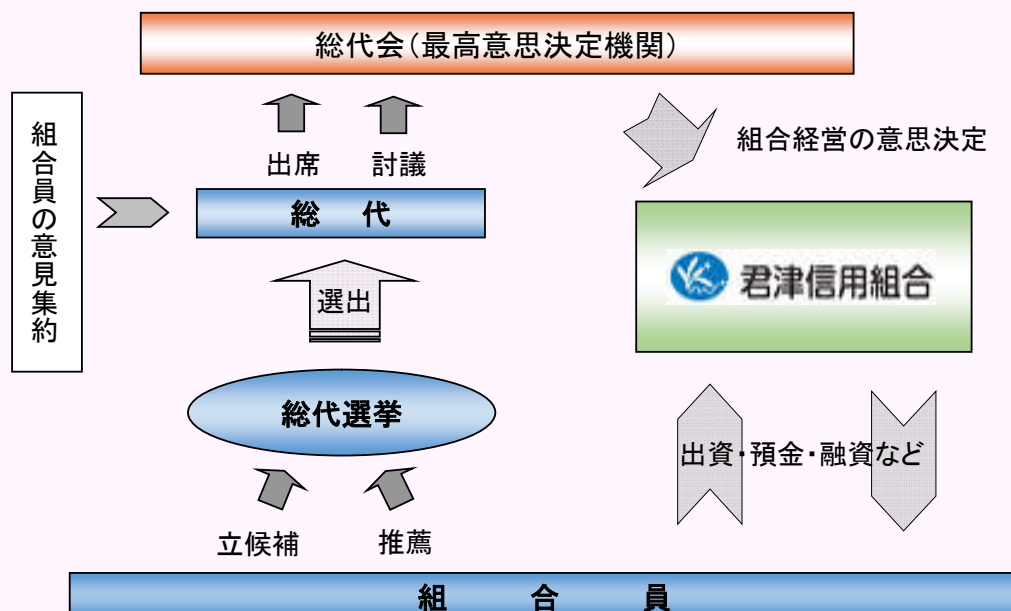
（1）総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

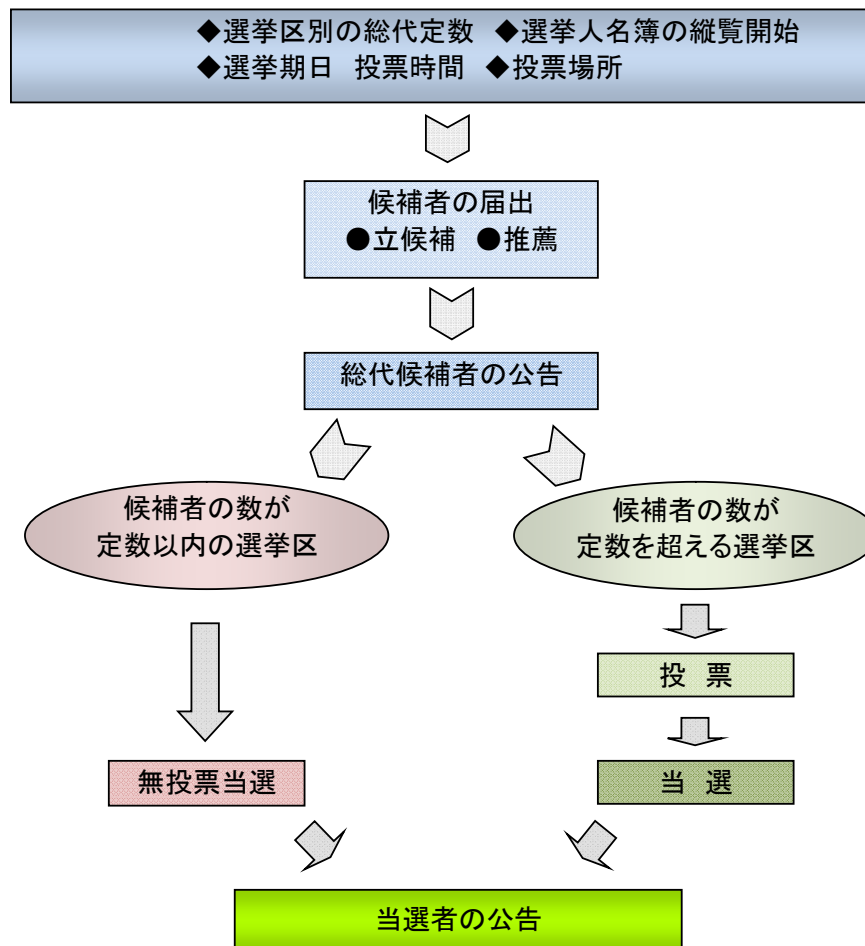
（2）総代の任期と定数等

任期は 3 年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を 6 つの区に分け、総代の選出を行なっています。総代の定数は 100 人以上 130 人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比を踏まえて理事会で決定しています。

現在の総代は 130 名で任期は令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までです。



総代選挙までの手続き



利用者の声を踏まえて経営改善を行った事項

改善項目

- ① 法人のお客様のキャッシュカード（法人キャッシュカード）が利用できるATMを増やして欲しいとのご要望にお応えして、全国のセブン銀行ATMにおいて、令和6年11月10日より、「お預入れ」「お引き出し」「残高照会」がご利用いただけるようになりました。
- ② 送金の利便性向上及び手数料の低減をとのご要望にお応えし、令和6年12月18日より、手数料無料の小口決済サービス「ことら送金」の取り扱いを開始しました。スマートフォンを利用して1日10万円以下の個人間送金を手数料無料でご利用いただけます。
- ③ 取引・相談等が多く応接スペースの順番待ちが発生する東太田支店（兼ぎおん支店）において待ち時間を短縮した顧客対応をとのご要望を受けて、簡易応接スペースを設置しました。これにより3応接での対応が可能となりました。

※当組合では、総代会に限定することなく、今後も、店頭設置の「お客様ご意見箱」、お客様相談室、電話や電子メール、アンケート調査、役職員による日々の訪問活動等を通して、組合員の皆様のご意見を経営活動に反映させるよう努めてまいります。

総代のご紹介

総数 130名(令和7年6月27日現在)敬称略

(第一地区 50名)			(第二地区 20名)			(第三地区 22名)			(第四地区 19名)			(第五地区 11名)			(第六地区 8名)		
青 木 一 5	若 林 一 7		五 十 嵐 邦 雄 2			青 木 龍 一 5			荒 木 行 雄 3			池 田 善 久 5			池 田 要 太 郎 8		
石 塚 直 人 4	渡 辺 貞 彦 3		池 田 健 司 3			雨 笠 利 久 7			在 原 誠 5			伊 藤 規 行 2			石 井 幹 雄 2		
石 渡 泰 彦 5	かずさエフエム株式会 社 4		石 塚 貴 雄 6			雨 笠 正 昭 7			池 田 和 陽 ◆			岡 本 修 4			石 川 光 則 5		
井 萱 清 志 5	一般財団法人校 木更津自動車学校 1		内 山 貴 美 子 3			飯 田 三 千 夫 1			勝 田 文 典 6			河 野 一 雄 4			熊 澤 伸 5		
磯 部 友 昭 3	学校法人園 君津学園 1		大 嵩 正 博 3			大 野 英 二 2			勝 畑 元 宏 5			里 見 吉 英 5			白 幡 賢 ◆		
内 田 慎 一 郎 3	共栄式会 学 校 法 学 院 1		尾 形 敏 夫 5			笠 原 文 善 3			齊 藤 良 充 8			高 澤 勇 夫 4			丸 淳 一 4		
榎 本 利 夫 4	紅 陵 学 校 法 学 院 1		影 山 孝 1			見 本 泰 作 ◆			進 藤 武 5			能 美 太 一 2			望 月 昇 ◆		
大 川 裕 士 4	日本実業保証 株 式 会 社 1		川 端 久 美 子 4			白 石 幸 久 9			進 藤 秀 世 5			三 宅 邦 章 2			安 田 信 之 6		
岡 野 純 一 1	社会福祉法人郷 社 1		剣 持 義 明 6			鈴 木 裕 士 6			津 田 範 彦 5			宮 崎 隆 4					
荻 野 勝 1	医療法人社団 邦 清 会 1		坂 本 博 章 3			中 山 秀 雄 5			露 崎 信 夫 6			宮 野 順 功 3					
織 本 富 之 6			佐 藤 光 一 郎 7			平 野 勝 利 6			中 山 博 夫 9			宮 原 廣 4					
柿 崎 秀 勝 4			茂 田 秀 和 4			平 野 忠 男 6			並 木 耕 一 6								
勝 畑 竹 俊 8			鈴 木 芳 夫 ◆			平 野 照 和 9			福 原 孝 彦 4								
萱 野 孝 昭 2			戸 波 亮 5			平 野 寛 明 2			増 田 秀 夫 5								
萱 野 文 雄 5			松 崎 哲 也 5			藤 倉 均 6			松 崎 好 彦 1								
北 見 一 幸 5			松 田 芳 己 7			森 田 博 司 5			御 園 生 栄 次 7								
國 吉 俊 夫 5			森 弘 男 5			渡 辺 務 6			矢 田 高 裕 5								
古 泉 多 嘉 夫 5			和 田 宏 視 6			特別非営利活動法人 A l o n A l o n 1			吉 田 浩 幸 5								
近 藤 雅 文 8			君津ビジネスサービ ス 株 式 会 社 2			一 角 株 式 会 社 1			株 式 会 社 新 生 企 業 1								
近 藤 洋 子 4			社会福祉法人 志 真 会 1			社会福祉法人 金 谷 温 清 会 3											
佐 久 間 誠 増 6						房 総 開 発 株 式 会 社 4											
庄 司 基 晴 5						社会福祉法人ミッドナイト ミッションのぞみ会 4											
白 石 光 重 6																	
鈴 木 克 己 7																	
須 田 忠 充 6																	
武 井 千 尋 6																	
武 内 佐 一 郎 7																	
對 馬 久 子 1																	
豊 田 文 智 9																	
林 健 一 5																	
平 野 貴 3																	
藤 谷 英 明 4																	
前 田 利 弥 5																	
松 田 紀 道 ◆																	
水 野 幾 雄 6																	
宮 寺 光 明 3																	
八 飢 隆 4																	
山 岡 邦 彦 5																	
山 村 俊 哉 6																	
吉 田 和 義 2																	

【総代の属性別構成比】

職業別：個人 0%、個人事業主 16%、法人役員 72%、法人 12%

年代別：30 代以下 0%、40 代 5%、50 代 13%、60 代 31%、
70 代 41%、80 代以上 10%

業種別：製造業 2%、不動産業 12%、卸売業・小売業 22%、
建設業 13%、運輸業 5%、その他サービス業 46%

※業種別は法人、法人役員、個人事業主に限る。

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

役員等の報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。 a. 決定方法 b. 支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	56	110
監 事	10	20
合 計	66	130

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事4名です（退任役員を含む）。

注3. 上記以外に支払った役員賞与金等はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

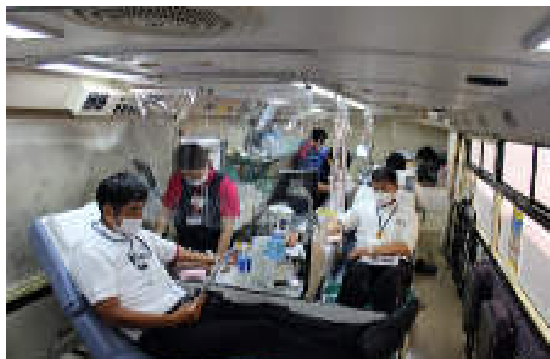
注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

地域貢献プログラム

しんくみの日週間 献 血 運 動



かずさジュニアオーケストラ 第 25 回 定期演奏会



「2024 ちば起業家育成プログラム U25 編」



職場体験学習の実施 (八幡支店)



地域社会の環境保全と持続可能な社会 (SDGs)への取組み 全店へ電気自動車導入



「ちばアクアラインマラソン 2024」 君津学園前 給水所



振り込め詐欺防止への取り組み

“きみしん”では
その振り込み、待った！
を合い言葉に 振り込め詐欺被害の防止に努めています。

ポスターやチラシ、ATM コーナーや窓口での積極的な声がけによる注意喚起に努めています。また、お客様に気付いて頂くツールとして「振り込め詐欺防止チェックシート」での確認をお願いしています。ご協力をお願い致します。



子安支店に 君津警察署から 感謝状（令和 6 年 5 月 17 日）

電話 de 詐欺を未然に防止したとして、5 月 17 日（金）子安支店が君津警察署長より表彰されました。

今回の事例は、令和 6 年 4 月 5 日（金）に、ご高齢の男性がスマホをチェックしながら来店、振込を依頼され状況を聞きスマホを確認したところ、入金を促すメールがあり電話 de 詐欺を疑い警察に通報し、詐欺を未然に防いだものです。

大佐和支店に 富津警察署から 感謝状（令和 6 年 9 月 3 日）

電話 de 詐欺を未然に防止したとして、9 月 3 日（火）大佐和支店が富津警察署長より表彰されました。

今回の事例は、令和 6 年 8 月 14 日（水）に、ご高齢の男性が来店し高額振込の依頼から使途を確認すると、個人情報が悪用され私名義の通帳が使われた為、今日中の振込を依頼されたことから、詐欺を確信し、警察に通報して詐欺を未然に防いだものです。



ボランティア活動

第11回 上総いちはら国府祭り



木更津市鎌足桜保存会 草刈作業



東邦かもめ納涼祭



富津市民花火大会



祇園駅前清掃作業



電子地域通貨「アクアコイン」の取り組み

1% for Children の取組を開始

1%
for Children
Kisarazu City

同じキャッシュレスなら

アクアコインを使って子どもたちの学校給食をもっとおいしくしたい！
あなたは支払方法を変えるだけ
子どもたちの笑顔のために
あなたの力をお貸しください

参加店でアクアコインを使うと
支払額の1%が学校給食をもっとおいしくするために使われます。

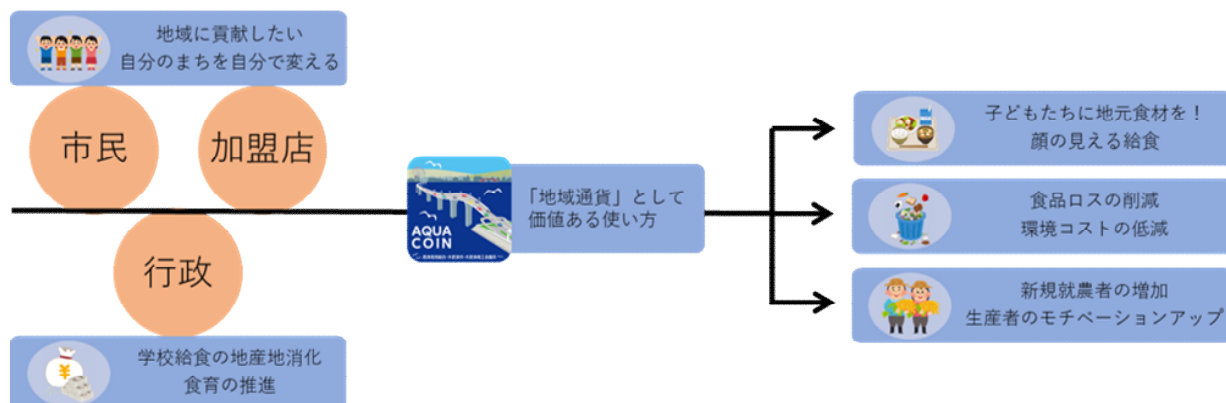


アクアコインを活用した地域貢献プロジェクト

子どもたちの「食」と地域の未来を考える地元店舗・企業等がアクアコイン年間売上額の1%分を「きさらづオーガニック給食基金」に寄付するプロジェクトです。

■きさらづオーガニック給食基金

地域の有機農業を推進し、木更津市立の小学校及び中学校における学校給食の地産地消の促進、食育の推進の事業にかかる費用に充てる基金



アクアコインを活用して、子どもたちの学校給食をもっとおいしくしたい！

子どもたちの「食」への関心を高めるため、顔が見える地産地消給食の提供に取り組んでいます。地元食材を使用し、食育に関する授業などを行うことで、旬の味覚を味わえるだけでなく、学び・体験から得られるおいしさを子どもたちが感じ、食品ロスの削減や環境コストの低減、新規就農者の増加、また、子どもたちの声を聞くことでモチベーションの向上にもつながるものと考えます。学校給食を通じて、「食」の大切さを子どもたちに感じてほしい。木更津市が進める顔が見える地産地消給食の取り組みを後押しし、地域一体となって進めていきたい。そのような思いでこのプロジェクトをスタートしました。

アクアコイン銀行口座チャージがスタート

令和5年10月2日（月）から銀行口座チャージ機能が実装されました。
銀行口座を登録すれば、銀行口座からお金を引き落として直接チャージができるようになりました。



令和7年度 木更津市 生活者物価高騰対策支援事業 実施！

令和7年6月2日（月）午前10時から令和7年8月29日（金）午後5時まで、木更津市では、物価高騰の影響を受ける生活者の支援を通じ、市内の消費を喚起することで、市内事業者の支援を行うため、アクアコインを市内加盟店でご利用頂いた方に、お支払い金額の最大20%をポイント還元する事業を実施しております。
アクアコインを使って、お得に地域を元気にしましょう！





きみしん